

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（齋藤邦夫君） どうも、おはようございます。

当局より、朝日振興センター長の欠席届がございました。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、議案第11号 只見町高齢者福祉計画及び第7期只見町介護保険事業計画の策定についてを議題といたします。

当局より、発言の申し出がございました。

許可をいたします。

町長。

○町長（菅家三雄君） 皆さん、おはようございます。

議案第11号につきまして、昨日からご審議をいただいているところでありますが、大変あの、1番議員ほか、皆様方からご指摘を受けた箇所がございます。そういったところで大変申し訳ございませんが、指摘事項等を修正をいたしまして、高齢者福祉計画、それから第7期介護保険事業計画書につきまして差し替えをさせていただきますことをお許しいただければというふうに思います。

そして、尚あの、昨日、それから今後の審議、質疑時間の中で、大変あの、細部について説明できないというところが、時間的などころがありますので、今後、この計画書につきまして、機会がいただければ、全員協議会等の中で細部についてさらに説明を申し上げたいというふうに考えておりますので、そういった許可をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） ただ今、町長から、計画書の差し替えとその後の説明等についてのご発言がございました。

これについて、了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように事務のほうを取り計らっていただきたいと思います。

差し替えを許可します。

〔計画書差し替え〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、昨日に引き続きまして質疑を行います。

7番、鈴木好行君。

○7番（鈴木好行君） それでは、昨日に引き続きまして、新しく差し替えられたのも変わっていないので同じ質問します。73ページ・74ページ。そこで本町では実施していないサービスですという文言でありましたけれども、それに対しては、現在、事業者がいないという返事でした。66ページご覧ください。66ページの訪問入浴介護については、本町では実施しておりませんが、利用希望者がいますので、今後、実施に向け検討していく必要があります。ということと、あとは本町では実施していないサービスというこの文言の違い。これはどういうことなのでしょう。入浴介護については、今、入浴希望者があるので検討していくけれども、73ページ・74ページに関しては、利用希望者もいないので今後も検討していないというふうに受け取っていいのか。また、事業者がいないという返事だったんですけれども、これ、事業者がいなければそのままでもいいのか。町として整備してやっていく可能性のある事業なのか。その辺のところをお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 今ほどの訪問の入浴サービスの関係でございますが、73ページのほうの関係については、昨日も答弁させていただきましたとおり、実施されている事業者がいないということでこのような表記をさせていただいております。

66ページのほうにつきましては、実際的には南会津町のほうでは実施されているように伺っておりますので、そういった業者等の今後、調整もございますので、訪問での入浴サービス等について、そういった入浴車等での訪問になりますが、そういった形では今後、検討はさせていただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、鈴木好行君。

○7番（鈴木好行君） 3回目ですけれども、73ページ・74ページ、先ほど聞いた中で、ちょっと答えが不十分だったのでもう一度お伺いします。本町では実施していないサービスです。これは、町単独でやる考えはあるのか。今、事業者はいるのか。事業者がいないので今のところ考えていませんということなんですけれども、事業者がいなければ、ずっといな

ければ、ずっとあの、やらないサービスであるのか。その辺のところを、あとは現状、これ必要とされている方がどのぐらいいらっしゃるのかなというふうに感じております。その辺のところもう少し詳しくお願いします。

○保健福祉課長（馬場博美君） 当町での実施の方向でございますが、そういった車輛関係や人員的な関係もございますので、そういったものも踏まえて、今後検討させていただきたいという内容でございます。

それから、各家のほうを訪問させていただいた中では、現実的にはそういった業者の方が来られての入浴については、ご本人も抵抗のある方もいらっしゃるの現実でございますので、そういったところも踏まえまして、本人の健康維持のために必要な限りは、今後、対応についても検討はさせていただきたいと思っております。詳細な人数までには確認しておりませんが、現実的にはそのような状況でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、大丈夫ですか。

ほかにございませんか。

保健福祉課長、追加して説明願います。

○保健福祉課長（馬場博美君） すみません。それから先ほど差し替えさせていただきました、高齢者福祉計画、第7期介護保険事業計画の修正点を若干説明させていただきたいと思えます。

まず10ページでございますが、1番議員のほうからご指摘をいただきましたところでございます。計画策定の体制の（1）の、前は只見町・町議会ということで表記されておりましたが、町議会のほうを削除させていただいております。それからその下のところで、只見町は本計画の決定機関ですというところを、策定機関に修正させていただいております。その次の只見町議会は介護保険料の条例改正を議決しますというところを削除させていただきました。それに合わせまして、下の策定計画の体系図のほうでございますが、①の只見町、計画決定と前回なっておりますが、これも計画策定に修正させていただきまして、矢印から右側の町議会から条例改正という文言を削除させていただいております。

それから、32ページでございますが、（2）の介護保険事業計画の3点挙げておりますが、それぞれ文字が抜けておりましたので、そこを追加させていただいております。①につきましては、高齢者の高が抜けておりましたので、そこを追加させていただきまして、②のほうについては、介護予防の介が抜けておりましたので、そこを追加しておるところでございます。

す。

それから、50ページでございますが、西暦と和暦の関係でございまして、そこもほかの表記と同様に和暦を先に表記させていただいております。まず第7期計画の策定に向けてのところにつきましては、2025年度で、カッコで平成37年度というところを逆にしまして、平成37年度、カッコで2025年度というような表記にさせていただいております。次の①サービス水準等の推計のところでございますが、こちらは前は2025年のサービス水準等の推計というふうになってございましたが、こちらについて平成37年、カッコ、2025年と表記を直させていただきました。続いて、中の説明のところでございますが、2025年の部分を平成37年、カッコ、2025年というふうに修正しております。それから、その2行下になりますが、2025年、カッコ、平成37年を、平成37年、カッコ、2025年と表記を直させていただきました。これの年度の表記と年の表記でございますが、一番最初の平成37年度、カッコ、2025年度につきましては、本計画の期間でございますので、その計画の期間につきましては4月から3月までの年度での括りとなりますので、年度という表記にさせていただいております。それから①の部分につきましては、2025年問題ということで、通常は厚労省のほうも申されている流れでございましたので、そちらについては年度の度を取りまして年表記ということでさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、質疑に入ります。

6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） この件に関してですか、冒頭、町長より、後日、詳しい説明をいただけるというような機会、申し出がありました。大変良かったなというふうに思っております。ありがとうございます。

それで、この計画なんですけども、やはりこれ、膨大なページに亘っておりますので、今回はですね、次回、その説明の時までにですね、やはり、これ、なかなか、理解これ、パッと読んでも理解できない人がほとんどだと思んですよ。でまあ、当総務委員会のほうにも、一時素案という、中、空の、数字入ってないやつ提示されていたんですが、総務委員会の中でも理解、十分されておられませんので、ひとつあの、次回の機会までに、6次と7次、どう変わったんだということぐらいは、ピックアップしてもらって、新旧対照表じゃないですけ

ども、わかりやすい資料作っていただいて説明していただければなというふうをお願いしたい、というふうに思いますが、いかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 全員協議会等の機会をいただければ、その時までにはきちんと整理をして、説明のできるようにしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、ちょっとお諮りしますけれども、その全員協議会等で、そういう詳細のその説明資料を作っていただきまして、しっかりとこの計画の内容を審議してまいりたいと、そのように考えておりますが、そういうことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、その時にしっかりと審議していただくことといたします。

特にあの、質疑ある方は発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

反対ですか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 経過はわかりました。それで、内容についても再度詳しく提案して質疑していくということですので、それも了解ですが、ここの中の87ページで、具体的な、第1号被保険者料の設定という一覧表が出ております。で、この次の議案のところでの、介護保険条例の一部を改正する条例の中身と金額的にはこれ、保険料の金額でありますから、これは同じとなっておりますので、この部分についてはどうしても私は納得できません。去年の9月会議の中で、町からの一般会計からの補てんも含めて介護保険料をこれ以上引き上げるべきじゃないという提案もしました。そして低所得者の軽減措置もとるようにも提案してまいりました。しかし、今度の値上げ幅は、基準額の第5段階でとってみましても、第6期と

比較しても123パーセントのアップ率であります。で、ちなみに、その86ページの第1段階から第4段階、いわゆる低所得者の加入割合や加入数。これ出ておりますけれども、第1号被保険者全体では1,890人。第1から第4の所得の段階の加入者が1,008人。65歳から74歳が723人。75歳以上が1,167人というふうにこの間に出ております。ということは、介護保険者の第1号被保険者は、低所得者が私は多いというふうにこの表からも見て取れるんじゃないかというふうに思います。そして同時に、平成15年の第2期の計画の時の基準額。これは月2,943円。で、年額にすると3万5,316円でした。で、今度の計画ではこの基準額、第5段階になりますが、月々5,900円。で、年額で7万800円という案であります。そうすると、この15年間で約、倍強であります。200パーセントを超えました。で、しかるに、65歳以上が被保険者ですから、第2期の当時65歳の人、今80歳です。そうしますと、大体65歳以上の人ですと、年金生活者が多いのかなというふうに思いますけれども、そうすると年金は15年間上がっておりません。介護保険料は倍になります。そしてまた、後期高齢者医療制度も導入されて、これもどんどん値上がりが続けております。そして、介護保険料も支払うのみじゃなくて、使う時になれば1割負担。そして、介護保険から給付費で補填されない部分も当然必要になります。ほかの方の生活実態、ちょっとわかりませんが、私も母親の介護で、今、介護度5ですが、介護度3の当時で上限額を使うと、当時のさくらヶ丘で約10万かかりました。そういう点では、月々の収入の3分の1を介護施設に支払わざるを得ない。本人の収入は月々3万ちょっとですから、とても、そういう年寄りの生活実態だけではこの介護保険料、使うことできません。そういう点ではこの取られるほうもどんどん上がっていく。使うとなれば、介護度軽減になることはあり得ませんから、どんどんどんどん、要介護度が高まっていく。3から5。その度に払うほうも大変な金額になってきます。そういう点ではこの住み慣れた只見町で一生安心して住み続けられるかどうか。これは多くのお年寄りの大変な願いじゃないでしょうかね。そういう点で、そこに、町が安心して住める。これは要介護度を認定された方だけでなく、家族も大変な思いで生活をせざるを得ません。そういう点からすると、ここにやはり温かい手を差し伸べる。このことが私は大事だというふうに思っておりますので、こういうような当初から15年間で倍以上になってしまっている。これは到底、この料金の設定については、この部分について納得できないので反対をいたします。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第11号 只見町高齢者福祉計画及び第7期只見町介護保険事業計画の策定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第11号 只見町高齢者福祉計画及び第7期只見町介護保険事業計画の策定についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議案第12号 只見町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○保健福祉課長（馬場博美君） それでは、議案第12号 只見町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

こちらにつきましては、今ほど資料を配付させていただきました。第2条の年度のところについては、27から29について、30年度から32年度までということで、年度の修正をさせていただいております。それから、1号から9号につきましては、それぞれの段階による金額を修正させていただいております。これにつきましては、2月23日開催の第3回介護福祉計画策定委員会の中でも、この、それぞれの金額についてのご承認をいただいている

ところがございます。5号の7万と800円が基準額ということになりまして、月額で申し上げますと5,900円というところになります。裏面にいきまして、こちらについては、第1号保険者の軽減の関係の金額となっております。先ほど山岸委員がおっしゃいました改正前の2万5,974円から3万1,860円というふうに改正をさせていただく内容でございます。こちらにつきましても、月額で申し上げますと、変更前が、変更後ですね、変更後のほうで月額2,655円というような金額になってございます。国の基準ですと、第1段階については基準額の50パーセントということで調整がなされておりまして、この低所得者の部分につきましては基準額の45パーセントということで調整されているものでございます。尚、参考までにでございますが、郡内の状況について、2月末現在での見込み額についてを申し上げたいと思います。下郷町につきましては、基準額のみで申し上げますが、下郷町につきましては6,200円の見込みということで確認させていただいておりました。伸び率については切り上げしまして127パーセント。南会津町については6,000円で120パーセント。只見町が5,900円ということですので、123パーセントで、檜枝岐村につきましては介護施設や人口等の関係から4,500円ということでございますが、伸び率につきましては135パーセントということで、一番、伸び率については上がる、上がりそうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） この介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。先ほど議案第11号の介護保険計画の策定についてのところで介護保険料の改定も出てました。

そこで反対理由を述べております。反対理由はこれと同じ、この条例案が先ほどの金額と同じでありますので、反対理由も同じであります。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君）

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 賛成の立場で討論いたします。

しかしながら、積極的に賛成するものではなくて、安定した介護保険。そして高齢者福祉。これを維持するために、国の施策と表裏一体となって進めてきているもので、やむなく反対できないという事情があります。したがって、11番の反対の理由がよく、痛いほどよくわかる中での賛成の討論であります。賛成するにあたっては、より、現時点よりも高度の高齢者福祉を、あるいは福祉灯油の案件にみられるような、個別の細かい視点までもった高齢者福祉。そういった施策を望みながら賛成するものであります。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに、討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで討論を終わります。

これから議案第12号 只見町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第12号 只見町介護保険条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第13号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第3、議案第13号 只見町指定地域密着型サービスの事業の人

員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○保健福祉課長（馬場博美君） それでは、議案第13号 只見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

こちらにつきましては、平成30年度介護報酬改定における介護サービスの人員、設備及び運営に関する基準省令の改正によりまして、関連する字句の修正や共生型サービスが平成30年4月から創設されることからの追加などが主な内容となっております。

ですので、4ページ目を、ただ今配付させていただきました資料の4ページ目のほうをご覧いただきたいと思いますが、第1条の趣旨のところ、この条例はの次に、共生型地域密着型サービスの事業に係る介護保険法第78条の2第1項並びに指定地域密着型サービスの事業に係る法第78条の2第1項及び第4項第1号並びに、の追加されております。が修正されておまして、その後も、共生型地域密着型サービスの事業並びに只見町を追加しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） すみません。ちょっと用語がわからないのでお尋ねいたしますけども、共生型地域密着型サービス。共生型地域密着型サービスというこの内容。どういうものなのか、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 今までの介護関係の支援のみならず、障がい者福祉も一緒に予防サービス等に努める内容ということでご理解いただければと思ひます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 実際にこれ、国の法律の改正に伴って法改正ということなんですが、

今ほど10番議員のほうからも質問ありましたけども、この共生型サービス。これは介護保険。そして障がい者福祉。いずれかの指定を受けた事業所が、他方の制度における指定を受けることが容易になっていくと。で、訪問介護、通所介護、短期入所などがその例だというふうに言われてますが、じゃあ、只見町で障がい者福祉施策もあり、それで介護福祉施設もあり、そうするとこの条例によって、例えばですね、障がい福祉法に基づいて、障がいの様々な提供を受けている方が、この共生型での対応も図るといような方向になるのか、どうなのか。そういう方向をとるのであれば、どこの介護、只見町が指定している介護施設がそういう対応をするようになるのかという点も、これは具体化されているのかどうなのか。そして、3問しかできないんで、ついでに、介護、その後のですね、介護老人保健施設を、これは議案13号の、2枚目の裏です。83条第3項中、老人保健施設を介護老人保健施設、介護医療院に改めるというふうになってますが、この介護医療院の規定もどんなふうになるのかと。で、たぶん、この医療と介護と両方するのかなというふうに単純に思うんですが、例えばですね、全国的には入院が3ヶ月以上過ぎると、診療報酬の単価が低くなって、例えば病院ですと、その収入が赤字になるということで患者を追い出すと。で、追い出された患者さんは行き場所がなくて路頭に迷って大変な思いをしているという状況になってきます。そうすると、例えば朝日診療所で、3ヶ月以上入院せざるを得ないという方いて、診療所が赤字経営になるから出ていってくださいと言った場合に、こういうところで受け入れるのか。そういう対応も含まれるのかどうか。その辺も含めて、この2点、回答をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 時間をお取りして、大変申し訳ございません。

まず、共生型の関係でございますが、デイサービスセンターのあさひヶ丘におきまして、現在、町の独自事業として障がい者の受入れを行っております。今後、その指定を受けるようになれば、共生型であるということが可能となるというところでございます。

それから介護医療院の関係でございますが、長期の療養が必要な人のための新しい施設ということで、診療所の関係のほうにつきましては、療養病床関係ということで、介護療養型の医療施設という位置づけがなされておるものでございます。介護医療院につきましては、介護療養型医療施設に代わっての創設された、介護保険が適用される施設サービスの一つになってございます。介護療養病床の医療機能を維持しながら、生活の場として機能を兼ね備えた施設として長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供できる施設となっ

てございます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、よろしいですか。

11番。

○11番（山岸国夫君） かなり複雑なんで、理解、なかなか難しいんですが、それでですね、先ほどのこの共生型地域サービスのほうで、例えば、障がい者福祉法に基づいて、介護を受けている、介護っていうんですかね、受けている方が、65歳になった場合は、これは障がい者福祉法に基づく対応が、介護保険法に基づく対応になるというふうな制度になっているんですが、この前、福祉課のほうに確認したところ、65歳になれば、それは介護保険優先で対応しますというようなことだったんですけど、そうしますとこの65歳になった場合も、この対応というのは、その関連もあさひヶ丘で大体、進めるということになるんでしょうか。ちょっと言い方、わかり難い言い方で申し訳ないんですが。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 今ほどの65歳に到達してからのサービスということでしたが、その点につきましては、事業所のほうの考え方もあると思われまますので、そういったところも踏まえて、今後、指定を受けられるようになれば、そこで検討されるものと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） すみません。ちょっと難しくてわからないんですけども、この条例が、できると、その共生型という中では、その障がい者の方々も、いわゆる介護施設に行っでサービスを受けることができるという、ことも含んでいるということなんだろうと思えますけど、この条例ができると、まず、どこが、どういうふうに、今と変わってくるのかだけちょっと教えていただきたい。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） これが制定されますと、まず、通所系のサービスについてでございますが、こちらは共生型通所介護関係については、障がい者福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等、デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものということで基準が設定されておりまして、それに基づいたサービスが受けられるようになります。

それから、短期入所系のサービスでございますが、こちらについては共生型の短期入所生活介護ということで、障がい者福祉制度における短期入所の指定を受けた事業所があれば、基本的に共生型の短期入所生活介護の指定を受けられる基準を設定するというので、そういう基準を設けて、事業所が登録していただければ、そういった方々が、その施設の空き状況にもよりますが、短期入所の受入れをしていただけるというような流れになるものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） そうしますと、例えばあの、グループホームと同じサービスを受けられるということになるんですか。障がい者のグループホームと。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 昨年度できました障がい者のグループホームにつきましては、そういった方々の共同生活の場所でございます、今ほど申し上げました短期入所関係については、その介護施設のほうでの空き状況によって受け入れが検討できるというような内容でございますので、その施設のほうに入居というようになれば、グループホームとは違って、その職員によつての生活介護的な支援は受けられるものと思います。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。10番。

○10番（目黒仁也君） 3回終わりました。

○議長（齋藤邦夫君） いや、もう1回許可します。わからないところがあれば許可します。10番。

○10番（目黒仁也君） ちょっとあの、聞くことすら、ちょっと今、わからないような状況なんですけども、要は、グループホームと、この短期入所。この共生型のサービスの違いはなんとなく、共同生活という表現からわかるような気がするんですけども、まあ、必要性があつてグループホームを建設されている。で、今回、こういう条例が制定になるということで、どういうそこにあの、こう、まずこの、元々、法律があつて、こういう条例になっていると思うんですけども、現実、只見の中でグループホームができています。まあ、そういう中でこういったものもまたできてきた。今後、どういうふうにするのか、整理をされていけるのかなど。同じサービスを受けられるのかな。片方は短期ですから、短期と言えども、これはグループホームと同様なサービスではないのかなと想像はしているわけなんですけども、その辺の区別がまずつかないんですね。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） グループホームについては、先ほど申し上げましたが、あくまでも共同生活でございますので、そういった障がい者の方々が、特に長浜の施設でございますと、個室でそれぞれ生活していただける施設となってございます。それから、短期入所の場合ですと、ある一定の日数ということで、期間は定められるようになりますが、その期間、その施設のほうに入りまして、生活やそういった支援を受けながら、短期間、そこで生活できるようになる内容でございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） すみません。よくわからないので。この共生型サービスのところでもう1点質問させていただきますが、この共生型で、いわゆる障がい者福祉サービス事業所。これ、現在、このサービスを行っている只見町の指定のこの事業所がどこかということと、これで、いわゆる、この共生型サービスの主な中身は先ほど、訪問介護、通所介護、短期入所などとしてますが、これらのサービスを受けている障がい福祉サービスの人数、どのぐらいいるのか、わかれば教えてください。事業所とサービスを受けている人員。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 障がいの認定を受けている施設につきましては、現在、只見町にはございません。それから、先ほど申し上げましたデイサービスのほうでサービスを受けている障がい者の方は1名いらっしゃいます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） ちょっと、恥を忍んで申し上げたいんですが、まったくイメージができなくてですね、ちょっと、どういったサービスなのかがよくわからないんですけども、たぶん、いろんなニーズが細分化されていく中で、それに対応するということなんだと思いますけれども、例えばそういった、今回で言うと、その共生型であったり、地域密着であったりとか、このサービスの、ニーズはあるとして、これは、そういったサービスを提供する側の方は、何らか資格があったりとか、必要なんだと思いますが、そういった職員の方っていうのは十分いらっしゃるんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） そういったニーズにつきましては、現在、町内にある施設の中で、その認定を受けた場合には、今の人数で対応いただくようになります。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） 今回の改正にあたって、何かその必要な資格が、新たな資格が必要ということはないという感じでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 現在、町内にある施設の中で、この条例改正に関する資格等もお持ちの方もいらっしゃいますので、そういった方でのサービス提供になるものと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長に申し上げますけれども、現在の施設の職員で対応できるということではないですか。

はい、わかりました。

ほかにございませつか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第13号 只見町地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、議案第14号 只見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○保健福祉課長（馬場博美君） それでは、議案第14号 只見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

こちらにつきましては、平成30年度、介護報酬改定における介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準省令が制定されることから、介護医療院の字句の追加が主な内容となっております。

今ほどお配りしました第14号資料の第5条のところにつきましては、右側の変更前の介護老人保健施設の次に、改正後としまして介護医療院の字句の追加というような流れになってございますので、そこが主な内容でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 聞くほうも、説明するほうも、なんだったってこう、よくわかんねえんで、端的に、この資料の5条の、すみませんが、介護医療院というのは、これは只見町における場所を特定した場合、どこでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 現在、新しく4月から創設される介護型の施設になりますが、現在、町内にはございませんで、会津管内にも現在、4月からの創設ですので、今後、認定を受けられる施設が出てくるかもしれませんが、現在のところはそういった施設はございません。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 先ほどの13号の改定と、これ絡むと思うんですが、今、1番議員のほうから質問あった、第5条（聴き取り不能）。これ、介護老人保健施設を介護老人保健施設、介護医療院に改めるということで、保健施設、これ、こぶし苑だと思うんですが、たぶん、私はこぶし苑がこの介護医療院も含めた対応をするのかなというふうに思いますが、それでよろしいのかどうか。

そして、この介護医療院の、創設されて、4月1日から実施ということですが、これ、実際に、先ほども前の情報の中でも言いました、この国は今、医療療養病床削減に努めていて、介護療養病床の全廃も国のほうは進めています。そうすると、治療が必要な方、そして、介護も必要な方の受け皿がこぶし苑でやるようになるのかなというふうに思いますけども、そうすると、問題ですね、病院に入院していて、治療されていれば、これ、医療費の対象の範囲になります。しかし、私の認識しているこの5条のいう介護医療院がこぶし苑だとすれば、これは介護保険法の適用になって、介護保険での財源が逼迫するんじゃないかと。そちらのほうが高額になってくるんじゃないかというような懸念もあるんですが、その辺はどんなふうに考えているんでしょう。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） こちらの第5条についてですが、介護医療院の文言でございますが、介護老人保健施設がこの医療に代わるというのではなくて、介護老人保健施設の次に介護医療院というような名称が追加になるということでございますので、こぶし苑が介護医療院に変更となるという内容ではございません。

それから、介護医療院につきましては、先ほど若干触れさせていただきましたけども、その施設が認定されるといいますか、そういう施設ができた場合については、医療的ケアが必要と判断された要介護者が対象となる、入所できる施設となってございますので、そういった施設ができて、利用者等がそちらのほうに多くいらっしゃれば、先ほどご心配いただいた状況になるかと思っておりますけども、現在、そういった施設については今のところございませんので、状況を見ながら対応していきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 益々、理解できなくなってきたんですが。そうすると、単純にね、

私は介護老人保健施設という、こぶし苑というふうに理解しているんですけど。で、そこにこの介護医療院をこの改正で付け加えて、こぶし苑はこぶし苑として運営しながらも、介護医療院の中身もやるのかなと、いうのかなと思ってたんですが、そうすると、先ほどの答弁だと、只見町にはないということですので、そうすると、直接はこの介護老人保健施設、介護医療院というこの文言は只見町にはなくて、どこかあるところ、どこかの町でもこれ、表題が只見町地域密着型介護予防云々の見出しなんですよね。見出しがね。その辺の関係もよくわからないです。説明をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） この介護医療院の文言につきましては、国のほうの改正によりまして4月から新しく創設されるというような施設となりますので、その施設を只見町のこの地域密着型介護予防関係のこの条例のほうに字句を加えるというような内容となっておりますので、現在ある介護老人保健施設こぶし苑のほうでその施設も兼ね備えたもので運営するというような内容ではございません。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まったく、福祉の専門家である11番が悩んでおられる、それ如何に我々は悩みますが、子供に教えるように話せば、この介護医療院という施設というものは、今、只見町でどういうふうに考えたらいいかというふうに考えるわけですが、つまり、住民の方が診療所に行って治療を受ける。入院を受ける。そして、特養なり老人ホームなり、入所しなければならない人、いろいろいるわけですが、その中間施設でこぶし苑があるというような認識でございました。で、そこをもってきて介護保険法ができて、こぶし苑が中間施設という立場から介護をするために入院するという、そういった側面もできたと理解しております。でありますので、健康な方が、まず診療所へ行く。診療所に行って、これは少しあの、自宅に帰させるにはこぶし苑で治療が必要だと。それは3ヶ月程度だと。それで、それ以上にその、長期に亘ることになれば只見ホームとか、様々な老人ホームがあると。こういうその、施設の構成になっていると思うわけですが、大まかにはですよ。この医療院というのは、そういった各目的別の施設のどこにあたるものなのか。それをまずお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 介護医療院につきましては、看取りまで、医療行為を行いながら看取りまでできる施設というような、そういう内容になってございますので、どの位置

といいますと、特老と診療所のほう、医療のほうの兼ね備えた施設、そういうサービスを受けられる施設というような認識であります。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まず一つずつ理解していくと、100あっても、100回目に到達すると思いますが、まず療養院を一つとすれば、それは要するに、その中間施設とした、いわゆるこぶし苑とは違って、さらに老人ホームとこれまた違って、医療を受けながら、言葉として申し訳ありませんが、ご臨終までそこでまあ、最期を迎えられることができる。実態としては、なにもこぶし苑で亡くなる方もいらっしゃいますから、ただ、違うのは、中間施設として医療を受け、勿論、診療所の先生いますから医療も受けられるでしょうが、特に、もっぱら違うとすれば、この介護医療院というのは医療を受けながら、そして長期間、期間3ヶ月とかって限定しないで、ご臨終までそこで過ごすことになられる方もいるということなんですか。新しい趣旨を持った施設ということでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 今ほど酒井委員が申されていた内容のとおり、医療の提供を受けながら看取りまで入れる長期の施設というような内容でございます。

[マイクなしで発言する者あり]

○保健福祉課長（馬場博美君） そういうことで今までの既存の施設とは違った設置内容でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） こぶし苑はまあ、たぶん、社会復帰を目的に、それぞれの資格のある人が、そういった方が入られるというふうには僕は認識しておりました。で、今度この医療院というのは、極端な話、まだ只見にはない。会津にあるかどうかわかりませんが、わかりやすくいうとドクターもいらっしゃるという認識で良いんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） その職員要件の中に、そういった方についても必要になってございますので、そういった方もまあ、必ずしも常駐ということ、常にいるということではございませんが、一般的に兼務的な対応でも可能ということでございますが、医師についてもその条件の中には入ってございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

1 番。

○1 番（酒井右一君） バカなこと申し上げるようで大変恐縮ですが、そうすると、この介護医療院というものは、今後、4月1日以降、それをもってして、医療院経営が成り立つということが考えられれば、そういった施設は只見町に限らず、新しい制度として全国にこういった看板が目立つことになるということに理解してよろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） そういった施設、登録される施設が出てくるものと思いますが、会津管内では、今のところの想定では、1事業者が参加されるかなというような見込みではあります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第14号 只見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

当局の説明について若干申し上げますけれども、町長の提案理由の中にもありますが、国の制度の改正、あるいは法の制度の改正に基づいて町村が条例を定めるものでありまして、その内容についての説明は改正の目的、そして、その結果、どのように具体的に変わっていくのか。また、そして現実的な運用はどういうふうになされるのか。そういったことを説明

者は理解したうえで説明していただきませんと、議員の方も、一般的には専門家の方がいるわけではございませんので、わかりやすく説明をいただきたいと、そのように申し上げておきます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） それでは、続いて、日程第5、議案第15号 只見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○保健福祉課長（馬場博美君） それでは、議案第15号 只見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例でございます。

こちらにつきましては、先ほども出てまいりましたが、共生型サービスが国のほうで創設されました関係から、それに関係する字句の修正を行っております。

それで、内容でございますが、今ほどお配りしました新旧対照表のほうご覧いただきたいと思うんですけども、こちらのほうに改正前の基本方針等からと第33条の具体的な取り扱い方針等々について必要な字句を追加させていただいております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第15号 只見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第16号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第6、議案第16号 只見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） それでは、議案第16号 只見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例でございます。

こちらにつきましては、平成30年4月1日から居宅介護支援事業者の指定権限が県から市町村へ移譲されることによりまして条例の制定が必要となったものでございます。

こちらにつきましては、この条例を基にしまして、今後、この内容でそれぞれ、事業所のほうは運営、人員や事業の運営関係について実施しているわけですが、そういった内容等についての居宅介護支援事業者の指導監査につきましても、29年度までは県のほうで実施していたものですが、30年度からは町のほうで実施するという内容となっております。それで、条例の中身でございますが、趣旨としましては今ほども申し上げております指定居宅介護支援等の事業の人員や運営に関する基準を定める内容ということでございまして、

第2章の人員に関する基準でございますが、その2項の指定介護支援事業所ごとの介護支援専門員の人数は、利用者の数が35またはその端数を増すごとに1とするということになってございますが、こちらについては、利用者が35人までは介護支援専門員が1名、36人からは2名が、もう1名必要だというような考えになります。それから第5条のほうでは管理者ということで、管理者の要件等を記載させていただいております。それから、進んでいただきまして、第15条のほうでは指定居宅介護支援の具体的取扱い方針ということで30号まで定めております。その中で、20号のところをご覧いただきたいと思うんですけども、介護支援専門員は居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討して、回数以上の訪問介護が必要な理由を記載して町のほうに届けるということもございますが、こちらは居宅サービスということですのでヘルパーの派遣の回数になってございます。それから、厚生労働大臣が定める回数というふうに表記になってございますが、その回数につきましては今年の10月を目途に国が定めることとなつてございまして、現在のところは回数制限はございませんので、その時点で改めて、その回数についてはお示しできるものと思っております。それから、その後の18条のほうでは利用者に関する只見町の通知ということで、それぞれの支援事業者については介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないときとか、不正等の行為があったような場合には只見町のほうに通知しなければならないというような規定が盛り込まれておるところでございます。先ほども最初に申し上げましたが、この条例等を基にしまして、30年度のほうで、町のほうで、その事業者のほうの指導監査を実施する中身となつてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） 今までの各条令のまとめの説明でございますが、今後ですね、例を挙げて説明していただければわかるのかなというふうに思いますので、ちょっと専門語、ズラズラっと並べられても、なかなか、我々も理解できません。それで、結局、まあ、例えばまあ、うちの親父が具合悪くて、若松の病院行ってたんだけど、3ヶ月居たら、まあ、追い出されたというように感じて、そういう人が入れるような施設なのとか、そういう具体の例を挙げてですね、説明していただくと大変わかりやすいかなというふうに思うんですよ。これ、専門用語で、ダーダー、ダーダー、これ言われても、これ、なかなかわかりませんし、

実際、今度は保健福祉課に相談行けばまあ、対応してくれるんだと思いますけど、今の課長の、ちょっと、説明みたいに話されたんでは、とてもあの、おそらく、一般の人だってわからないんじゃないかなと思うんで、具体的な例は、今度説明するときに、ちょっと具的な例を挙げておいてもらったらわかるでしょうから、専門家ですから、そういう例で話されると、非常にあの、わかりやすいかなというふうに思いますので、今後そういう説明をしていただきたいなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

7番、鈴木好行君。

○7番（鈴木好行君） 今ほど説明を受けました。それで29年度、県から、30年度は町へ移行するための条例という説明がありましたけれども、この条例の中で、県から、この条例を策定するうえで、町、まあ勿論、県の元の条例を参考にされたとは思いますが、町独自にこういうところを工夫しましたと、県の条例と若干違うとかいうことはございますでしょうか。それともう一つ、県から町に移行することによって、このサービスを受けられる方々の待遇で何か変化はあるのでしょうか。また、介護する側の職員が30年度からはちょっと変わった職務に就きますよという、その移行したことによる変化はあるのでしょうか。お伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） この条例につきましては、鈴木委員申されたとおり、県のほうの改正によって町に移譲される関係からの条例改正ということでございまして、県のほうの条例のほうを参考に作成させていただいております。内容で新たにということですが、只見町というような表記を、県のところを変えさせていただいたのが主な改正のところでございます、これによって介護事業所のほうの今後のサービスの対応関係につきましては、現在と変わるものではございません。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） くだいようですが、まずあの、この条例名にすぐ出てきますけども、指定居宅介護支援。これ自体が何ですかね。どういう形のものを、まあ、そのようなものの事業の人員及び運営に関する基準ですから、この辺は、どこか、そういった事業所ができる、この条例によるということなんでありましようが、如何せん、これ、30年の4月1日

だとすぐなものですから、指定居宅介護と、どういうものなのか教えていただきたいと思  
います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） その事業所につきましては、介護認定者の方のケアプランの  
ほうを作成いただいている事業者でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） これは、事業者が、この基準を守るべく条例であって、介護を受ける  
側のものではない。事業者に義務付けられた条例であるということがなんとなくわかります。  
で、その指定居宅介護というのはどういう意味ですかということを知りたいんですが。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 繰り返しになるかもしれませんが、ケアプランの作成を、居  
宅介護ですので、居宅での介護のケアプランを作成する事業所として、指定している事業所  
というような認識しております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） ですから、1回で、用足りねえけども。そのケアプランを作って、  
介護を行う事業者向けの条例ということなんでしょうか。その指定居宅介護という、その指  
定という、指定ですから、こう、指定するわけですが、それはケアプランを作って介護をす  
る事業と。その指定というのはケアプランを指すんですか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 現在ある居宅介護支援事業所については、そういうことでケ  
アプランを作成いただいております。で、今後、そういった新たな事業所が出てきた場合に  
は、この条例を基にして審査しまして、指定をさせていただくものと考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 今、1番議員が質問した中身と同じなんですが、答弁聞いていて理  
解できないんで質問させていただきます。これ、先ほどはこれ、事業の中身は、訪問ヘルパ  
ーだというような、ありましたけど、ヘルパーの派遣と。そうするとこれ、居宅介護とその  
まま読めば、訪問介護となるんですが、これはあの、いわゆる訪問介護をしている事業所。  
これはいくつか、事業所としては只見町にもいくつかあるんですが、そういう事業者という  
のは今まで県の指定を、認可を受けて事業所としてやっていたと。これは、今度は只見町が

認可できるようになったんですよと。その代わり只見町には報告義務も事業所から出てくるんだと。そういうふうに理解していいんですかね。そんなふうな流れに私は捉えるんですけど。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） そういう流れでございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

11番。

○11番（山岸国夫君） ちょっと、今の確認ですが、今までは、例えばさくらヶ丘とか、こぶし苑とか、只見ホームとか、そういうところが訪問介護するにあたっては、県の指定を、いわゆる福島県の認可を受けて事業をやっていたと。で、それが、今度は只見町がそういう新たな事業をやる場合には町が認可できるんですよと。で、認可も町ができるんだけど、そういう施設からのいろんな様々な報告、法律に基づく報告は県じゃなくて只見町にしてみたらということでもいいんですよね。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 町が指定したものに対しては、そのような考えでよろしいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第16号 只見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第17号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第7、議案第17号 只見町農村公園設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林振興課長。

○農林振興課長（渡部高博君） それでは、議案第17号 只見町農村公園設置条例の一部を改正する条例をご説明させていただきます。

まず、この農村公園であります。中朝日地区の圃場整備事業の完了に伴いまして、農村公園として整備した2箇所を条例に、設置条例に、第2条の表に追加させていただきたいというものであります。

まず1点目が、黒谷井戸尻農村公園。位置につきましては、黒谷字井戸尻84番地であります。次表のノノ字点であります。これはあの、上の欄と同じという意味で、周径施設というような記載になっております。これ、改め文の表記上、このような表現となってしまいますのでご理解をいただきたいと思っております。

もう1箇所。黒谷上野池農村公園であります。黒谷字上野437番地。施設としてビオトープというようになっております。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） ここはあの、だいぶその、過去に補正予算が何度か繰り返されてきたと思います。で、全体の事業費、最初おいくらだったのかということと、ビオトープですからたぶん、管理が相当大変だなと思っているんです。普通の公園の管理とはまったく、たぶん、違わないとそのビオトープの意義がなくなってしまう気がします。今後

の管理の考え方。この2点お尋ねをします。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（渡部高博君） 圃場整備の全体の事業費、大変申し訳ありませんが、今ちょっと、手元に資料ございませんのでお示しはできませんが、確認はさせていただきたいと思います。

もう1点、ビオトープの管理の件であります。このビオトープというのは、田、田んぼの形のところで、生物環境に配慮した空間。要は、ため池のような状況になっておりますので、管理自体はそうはかからないと認識しております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） 管理はこれ、委託されるんでしょうか。で、管理が大変だと申し上げたいのは、ビオトープですから、変な農薬、薬等はたぶん使えないと思うんですよ。その辺、非常に、管理が非常に細かくやらないとですね、ビオトープとしてのものが成り立っていかないのではないかなというふうに思っているんです。その辺はどうでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（渡部高博君） ビオトープですね、ビオトープのくろ、たのくろの部分につきましては、芝を植えてありまして、そのくろの部分は、管理、極力しないような方法で対応はしております。それでですね、この条例が議決いただきました後ですね、追加議案のほうで黒谷区のほうと指定管理を結びたいというような考えでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

3番、藤田力君。

○3番（藤田力君） 私も、こうした農村公園のその後っていいですか、地域で管理するのか。あるいは指定管理で管理するのか。まあ地域も高齢化して、なかなか、只見地区なんかの場合は只見川沿線とか、容易でない面もあるものですから伺いたいと思います。黒谷区に指定管理ということなんですが、これは例えば、どの程度の予算で指定管理されるのか伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（渡部高博君） 以前からこの圃場整備を事業実施するにあたりまして、黒谷区と協議した中で、農村公園をつくりたいという要望があったうえでの設置であります。そ

れである、金額につきましては、無償で対応したいと考えております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第17号 只見町農村公園設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎議案第18号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第8、議案第18号 只見町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

副町長。

○副町長（橋本晃一君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 副町長。

○副町長（橋本晃一君） それではご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、県条例の改正に伴う改正でございまして、概ね、1割程度

の占用料の減額となっております。占用物件、占用料の単位、占用料につきましては記載のとおりでございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 1割程度減額になるということでしたけれども、これはあれですか。

固定資産の評価替えに伴うものなのか。

それと、この条例改正によって、これ減額になるわけですが、町への収入、どのぐらい減額になるのか。その2点お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 副町長。

○副町長（橋本晃一君） まず1点目につきましては、おっしゃるとおり固定資産の評価替えによるものでございます。

2点目の町歳入への影響につきましては、現在、概ね、年額、概ね40数万と歳入ございまして、1割程度ということでございますので、4万円程度の影響が予想されます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第18号 只見町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第19号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第9、議案第19号 只見町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

副町長。

○副町長（橋本晃一君） ご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、公営住宅法の改正に伴いまして、認知症患者の方々等の収入申告に係る事務負担の軽減を図るための改正でございます。

26条に次の1項を加えるということでございますが、5項として加えますが、この概略といたしましては、通常あの、町営住宅の入居にあたっての家賃決定にあたりましては、入居者の方から収入申告を求めるものでございますが、その収入申告が相手からない場合につきましては、家賃が上がるというか、ペナルティーがございますが、そのペナルティーの要件を認知症患者等の方に限りまして緩和するものでございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第19号 只見町町営住宅条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第20号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第10、議案第20号 只見町借上型賃貸住宅条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

副町長。

○副町長（橋本晃一君） ご説明申し上げます。

本条例につきましては、本来であれば、さくらヶ丘住宅の建設の際につくっておくべきものでございましたが、未整備でございましたので、今回、改めて対応させていただくものでございまして、第1条の趣旨から、名称、位置、入居者資格、家賃の決定等定めてございます。記載のとおりでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

3番、藤田力君。

○3番（藤田 力君） さくらヶ丘住宅の関係ですが、今、今回改めてつくるということになりますと、今現実、徴収している入居料と今回のこの住宅条例での積算する入居料、家賃。そうしたものについて、違いはないのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 副町長。

○副町長（橋本晃一君） すみません。ご質問にお答えいたします。

これまで規則、要綱等で運営をされていたものを、改めて条例のほうで定めさせていただくというものでございまして、その辺の運営につきましては一切変わりはありません。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第20号 只見町借上型賃貸住宅条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、暫時、休議いたします。

午後の開会は1時にしたいと思いますので、時間厳守でお願いいたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、午前に引き続き、会議を続行いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第21号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第11、議案第21号 只見町辺地総合整備計画の策定・変更についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（星 一君） 議案第21号 只見町辺地総合整備計画の策定・変更についてご説明を申し上げます。

本計画の策定・変更につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の措置等に関する法律に基づいて策定・変更するというような内容でございます。

今回の策定・変更につきましては、策定は蒲生・叶津辺地、黒谷辺地、二軒在家・塩ノ岐辺地の3辺地でございます。また、変更につきましては檜戸辺地、平成26年から30年度の変更。小林辺地、27年から31年の変更ということでございます。策定については30年から34年の5ヵ年ということでございます。只見町は全域が辺地ということで9辺地ございまして、今回、この5辺地について策定変更をお願いするものでございます。この辺地につきましては交付税措置率が80パーセントの事業というようなことで、県に協議しまして、異議ない旨の回答をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

一枚開いていただきますと、平成30年度の辺地計画の実施予定事業一覧ということで一覧表にさせていただきますが、こちらの一覧表につきましては、県協議時点での実施予定事業一覧ということでございまして、当初予算とは必ずしも一致をしていないということでお含みおきをいただければと思います。こちらの表、辺地名、年度、区分、事業名、事業費特定財源、一般財源、起債予定額、起債予定額計というような形で整理をさせていただいております、それぞれ区分ごとに事業が記載がされてございますのでご覧いただければと思います。

続いて、次のページまいりますと、それぞれの整備計画書ということになるわけですが、右上に辺地名が記載がございまして、こちら蒲生・叶津辺地ということで、それぞれ辺地の概要等々が記載をされております。まためくっていただきますと、総合整備計画書ということで公共的施設の整備を必要とする事情等々が記載をされ、その後、次ページにおいて公共施設の整備計画というようなことで記載がありますのでご覧いただければと思います。

次のページにまいりまして、同様に黒谷辺地がございまして、こちらも策定でございますが、同様に辺地の概要が記載がありまして、次ページ、同様にその事情、整備計画という形。

続いて、次のページにまいりますと、二軒在家・塩ノ岐辺地というようなことで記載をさせていただきます。裏面になりますと、同じく整備を必要とする事情。併せて公共施設の整備計画ということで次ページに記載がございまして、5年間の計画を記載をさせていただきます。

続いて、檜戸辺地ということで同様な形で記載がございまして、こちらについては変更ということでございます。開いていただきますと、アンダーラインで追加をした事業ということで記載、また文言が追加をしておりますのでご覧いただければと思います。また、檜戸の辺

地計画の新旧対照表ということで、一番後ろのところに付いてございますのでご確認をいただければと思います。

同じく小林辺地についても同様に、こちらの変更ということでございます。文言の追加、また事業の追加ということで記載をさせていただいております。最終ページに新旧対照表ということで記載がございます。

このような形で今回、策定、3辺地、変更、2辺地ということで計画変更・策定を予定しておりますのでよろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） ちょっと教えていただきたいです。1点だけ。各辺地に辺地度数、辺地度数点ですか、これ、ございますけど、これ、この点数というのは、どういう点数なのか。点数、高ければ良いのか。低ければ良いのか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（星 一君） 辺地度数のお問い合わせでございますが、辺地度数は高ければ良いということですが、100点以上が辺地と、辺地に該当ということになりますが、内容としましては、地域の中心から、駅とか、学校とか、医療機関、郵便局。あとはですね、市町村の事務所等からどのぐらい離れているかということで、辺地度数で点数制がございまして、この点数の中で100点以上になった場合、辺地という該当になるわけでございますが、只見町の場合は現在、9辺地ございまして、全て辺地というようなことになってございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございせんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第 2 1 号 只見町辺地総合整備計画の策定・変更については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 1 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 2 2 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第 1 2、議案第 2 2 号 只見町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（星 一君） 議案第 2 2 号 只見町過疎地域自立促進計画の変更についてをご説明申し上げます。

こちらにつきましては、過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして人口の著しい現象に伴って地域社会における活力が低下した地域において総合的且つ計画的な対策を実施するために定める計画ということでございまして、本計画につきましては平成 2 8 年度から 3 2 年度までの 5 ヶ年の計画について変更するというものでございます。こちらについては交付税の措置率は 7 0 パーセントの事業ということでございまして、こちらにつきましても同様に県と協議をいたしまして異議ない旨の回答をいただいておりますので申し添えさせていただきます。

次のページをご覧くださいと、過疎地域自立促進市町村計画の変更理由書というようなこととございます。こちらにつきまして今回追加をさせていただくということとございます。それぞれ区分、事業名、事業内容、変更理由ということで、今回、計画書に追加をさせていただきたいというような内容とございます。それぞれ事業とございますけれども、1、産業の振興の（9）につきましては記載ありますが、こちらについては過疎ソフト事業ということとご理解をいただければと思います。それ以外については通常のハード事業というよ

うなことでございますので内容のほうご確認をいただければと思います。次ページにまいりましてそれぞれの計画の変更ということで、左側に変更前、右側に変更後というようなことで、それぞれ、先ほどのページの項目についてアンダーラインで記載になっておるところが今回追加をしたというような内容でございます。次ページにまいりまして同様でございます。それぞれ事業を追加をさせていただいております。次のページについても同様でございます。最終ページでございますが、こちらについてもそれぞれの事業追加したものについてアンダーラインで記載させていただいておりますのでご確認をいただければと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第22号 只見町過疎地域自立促進計画の変更については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第23号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第13、議案第23号 只見町公の施設における指定管理者の指

定についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 議案第23号をご説明申し上げます。

指定管理に係る議案でございますが、一つとして、指定管理の施設であります。山村の暮らし体験施設、森林の分校ふざわでございます。二つ目として、指定管理者となる団体でございますが、森林の里応援団、代表、齋藤政信氏でございます。三つ目として、指定管理の期間でございますが、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間という期間でございます。本施設につきましては、今年度末を期限に森林の里応援団が指定管理を担っていただいております。今年、一年をかけまして組織の強化でありますとか、運営改善を、運営検討会を立ち上げまして、回を重ね、継続して次年度以降も指定管理ができる状態になりましたので、その状況により、この団体から申請を受けまして、公募によらない指定管理の選定による指定としてお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 今の説明で、運営検討会行ってきたということですが、この運営検討会のメンバーと、どれぐらいの規模で行われたのか。教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） この運営検討会ではありますが、検討会の委員としましては、メンバーとしましては、森林の里応援団。それから今年度、任命いたしました地域おこし協力隊。それから明和振興センター。それから主管課の観光商工課。私はじめ担当者。そういったメンバーになってございます。尚、運営検討会は概ね月1回、前月の運営状況をみて、今後の運営を検討していったということでございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

ありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第23号 只見町公の施設における指定管理者の指定については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第24号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第14、議案第24号 町道路線の変更についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

副町長。

○副町長（橋本晃一君） 町道路線の変更についてご説明申し上げます。

町道八久保線につきましては、今般、終点部が林道施設と一部重複していることが判明したため、現況に合わせまして3.4メートル減じ、全体延長を305.8メートルとするための変更であります。

以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第24号 町道路線の変更については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第25号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第15、議案第25号 平成29年度只見町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） それでは、議案第25号 平成29年度只見町一般会計補正予算（第8号）についてご説明を申し上げます。

平成29年度の只見町の一般会計補正予算（第8号）であります。歳入歳出予算の補正第1条といたしまして、既定の総額から歳入歳出それぞれ4,998万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ59億4,132万2,000円といたしたいものでございます。

第1表といたしまして、歳入歳出予算補正ということですが、これは後程、事項別明細でご説明を申し上げます。

第2条といたしまして、繰越明許費であります。第2表、繰越明許費の表がございまして、6ページであります。ご覧をいただきたいと思っております。まず款、項ということで科目、事業名が記載してございます。総務費、総務管理費であります。庁舎暫定移転の事業費。金額としまして1億4,190万円から災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費の林道現年災害復旧事業まで、7,341万4,000円ですが、12の項目について、今般、繰越明許の議決をいただきたいというものであります。

続きまして、債務負担行為の補正ということで第3表になります。7ページですが、

今回、追加ということでありまして、広報ただみ印刷製本契約の締結。平成30年度の分であります。広報ただみ4月号発行。これは4月の上旬になりますので、その印刷作業等進めなければいけません。つきましては、債務負担行為の補正ということで246万円、限度額を設定しまして議決をいただきたい内容であります。

続きまして、地方債の補正、第4表であります。8ページであります。地方債補正ということで、緊急防災・減災事業債から災害復旧事業の起債まで、四つの起債について、今回補正をお願いをしたい内容であります。これにつきましては歳入予算の起債の折にご説明を申し上げます。

事項別明細で内容、ご説明を差し上げます。11ページ、ご覧をいただきたいと思っております。まず歳入の町税からであります。個人町民税、法人町民税であります。現年分、滞納分。年度末を控えましての現地時点での歳入に合わせた増額の補正をお願いをしております。固定資産税についても滞納繰越分、同様でありまして、現時点まで歳入があったもの。これにつきましては補正をお願いをしております。続きまして軽自動車税も同様であります。款の6、地方消費税交付金であります。これにつきましては額の確定によります増額の補正をお願いをするものであります。507万4,000円の増であります。12ページであります。このページにつきましても、概ね、確定による増源をお願いをしております。土木費の分担金。集会施設の整備事業分担金49万5,000円。これも確定で歳入が見込めないというものであります。事業を実施しないということで分担金がないということでもあります。そのほかブナと川のミュージアム使用料から国庫支出金、県支出金等、同様でございます。13ページ中段になりますが、災害復旧費の県補助金。これにつきましては林道の現年災害復旧の補助金、黒沢線ほかの歳入ということで県補助金、ここで見込ませていただいております。県支出金の今度、県委託金。これにつきましても年度末を迎えましての精算であります。衆議院議員の総選挙の経費も今般、精算をさせていただきたいと思っております。14ページであります。14ページの財産収入。自販機の設置料、トレーラーハウス貸付料から、ブナセンターの書籍の売払収入、財産収入であります。これも実績。そして寄附金であります。自然首都・只見の寄附金。今般、163万6,000円の増額補正をお願いをしております。14ページ下段、繰入金であります。基金からの繰入金であります。今回の補正予算、様々、年度末の整理ということで不用額が出ます。基金で対応しようということで想定しておったもの、繰戻すということで財政調整基金5,000万からふるさと水と土保全基金の62万

の減額まで、今回、減額の補正をお願いするというものであります。諸収入であります、これは物件移転の補償費。あとは多面的機能支払交付金の返還金等々の雑入を予算化をさせていただいております。一番下ですが、緊急雇用創出事業臨時特例交付金返還金。国への返還金の歳入もここで予算化をさせていただいております。款の20、町債であります。これが先ほどの第4表 地方債の表と直結をする項目であります。総務債。このうちにも過疎債あります。農林水産業債も過疎債あったり、商工債も過疎債あったりします。こういったものを今回、事業精算に合わせて増減の変更をお願いするというものであります。先ほどの4表はこの結果の集計でございますので、ご理解をお願いをしたいと思います。

続きまして、18ページ、歳出であります。今回、3月補正ということもありまして、年度末を迎えるにあたりましての不用額等々の減額等が主なものであります。部分的に不足分の増額もありますのでご説明を差し上げます。

議会費であります、職員手当、需用費等につきましては年度末に向けての不用額等の整理。そして、工事請負費。議場改修工事であります、これはあの、平成30年度に向けまして、ここの庁舎の第3期の改修に合わせて一緒に計画をさせていただくということで、今回、工事費の減額をお願いしたいというものでございます。改めまして30年度の補正予算をお願いをするということになります。

款の2、総務費であります。項は1、総務管理費であります、目の1、一般管理費。これもあの、概ね、年度末に向けての現年度内、不用と見込まれる額の減額をお願いをしております。非常勤職員の報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費等、そういった内容でございます。委託料についてであります、1件だけ、今回、増額の補正ということでお願いをしております。庁舎改修設計等委託料。19ページ中段でございますが、170万円の増額補正をお願いをしております。これは駅前庁舎。今現在、改修工事を行っております。そこの屋根部分の改修設計のための委託料であります。改修したい内容は、あそこの防水の工事。そして雪庇の対策。出入り口になりますので雪庇の対策。そして防災関係のアンテナ等の移設がありますので、その台座設置のための設計ということで今回の設計委託料をお願いをいたしたいものでございます。使用料及び賃借料につきましては不用額の減額をお願いするといった内容でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（星 一君） 19ページ下段、総合政策費でございます。非常勤職員報酬、

行政機構改革審議会委員につきましては確定による減でございます。報償金でございます。こちら、講師等謝礼も同様でございます。総合戦略検証委員の謝礼ということでございますが、こちらにつきましては健やか発育・発達事業委託料の中での実施ということで、今回、謝礼というものは減額をするということでございます。ふるさと納税返礼品、80万減ということでございますが、こちらにつきましては返礼品について、いわゆるあの、鉄道車両等の、いわゆるJR只見線関係での返礼グッズを作ろうということで、トミックスという、おもちゃメーカーといいますが、そういうメーカーとの協議をしておりましたが、協議のほう、ちょっと整わなかったものですから、今回、減額をさせていただいて次年度に持ち越しというようなことでございます。費用弁償につきましては確定見込みによる減でございます。20ページにまいりましては同様でございます。普通旅費については確定による減でございます。需用費につきましても確定による減。13委託料でございます。まちづくり会社設立支援等業務委託料540万の減ということでございますが、こちらにつきましては地方創生交付金の、まず不採択があったということと、併せて組織体制を含めて今後の方向性の検討が不十分ということで今回減額をさせていただくものでございます。続いて、スポーツパーク測量設計業務委託料については確定見込みによる減でございます。使用料、賃借料につきましては確定見込みによる減。備品購入費についても同様でございます。負担金、補助及び交付金でございますが、JR只見線全線再開通事業補助金につきまして30万円の増額をお願いするものでございますが、当初、300万円ほど予定をしてございましたが、3月以降も利用の予定がある団体さんもありますので、今回増額をさせていただきたいというものでございます。続きまして、中心市街地活性化事業補助金200万円の減でございますが、こちらにつきましては事業主体の支援の意向もないということと、町主体での検討ということも申されております。ただし、こちらにつきましては中心市街地活性化法等々での検討ということになるわけでございますが、様々な事情の変更等によりまして、当面、それぞれ事業ごとに検討していくというようなことで今回減額をさせていただくというようなものでございます。住宅用の太陽光発電システムについては確定による減ということで該当はございませんでした。

21ページにまいりまして、ユネスコエコパーク推進費でございますが、こちらにつきましては報償費、旅費等、確定による減でございます。需用費、役務費につきましても同様でございます。委託料、森林整備等委託料につきましては、こちら野村総研のふるさと寄附金

からの事業での実施ということで、黒谷の観察の森の整備を実施をしておりますが、事業の確定見込みによる減でございます。使用料及び賃借料につきましても確定によるものでございます。

8目のブナセンター費でございます。1の報酬でございますが、ブナセンター館長ということで、様々、その人材について検討してまいりましたが、適任者がみつからないということで今回、減額をさせていただきたいというようなものでございます。4の共済費、賃金、旅費、需用費につきましては確定見込みによる減でございます。22ページにまいりましても同様でございます。13委託料、使用料についても同じでございます。工事請負費、原材料費についても確定見込みの減ということでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

課長は続けて説明してください。

○総務課長（新國元久君） それでは、22ページ中段の情報システム管理費についてご説明を申し上げます。これにつきましても年度末にあたりましての今後の執行見込み、そして事業完了による減額をお願いをしております。まず13の委託料100万円の減額であります。社会保障・税番号制度システムの整備委託料ということで、これは6月に、実はマイナンバーカード、マイナンバー制度に関する標準レイアウト。こういったものの改版のための委託料、お願いをしておりました。その時点で、国の示したもの、確定ではございませんで、概ねの今回想定されるだろうというものでお願いをしたところでありました。その後、8月に、国から確定のものが示されまして、当初想定をいたしました中のうち、総務省部分、いわゆる住基税の部分につきましてレイアウト改版が今年度中にはその部分について実施されないということがございましたので、今般、100万円を減額をさせていただきたいお願いでございます。その後をお願いをしました旧姓表記の分については当初想定のとおり実施をさせていただいております。14のグループウェアのサービスの使用料。これはグループウェア変更によります使用料、不用額の減額でございます。備品購入費400万円ですが、これはあの、パソコンの購入費でございます。議会の契約議決をちょうだいしまして納入行いました。12月中に事業完了いたしまして、今般、不用額ということで400万円、減額をお願いするものであります。当初1,020万円余りを想定しましたが、執行額として624万円ほどでございました。その残余の額400万円を減額お願いするものでご

ざいます。19の負担金、補助及び交付金。補助金としてテレビ難視聴地域の解消事業の補助金であります。これも事業確定によります減額であります。総事業費が減額となったことによりまして減額の補正をお願いするというものであります。

○只見振興センター長（梁取洋一君） 11目、只見振興センター費について説明申し上げます。8節、報償費から14節、使用料まで、事業実績見込みによる減額となっております。15節、工事請負費、防犯カメラ設置工事につきましては、防犯上の関係から設置を検討してまいりましたが、個人のプライバシーの問題や振興センター以前に設置が必要と思われる公共施設として福祉施設や保育所、小・中学校等が考えられます。そのため今回は設置を見送り、こういった施設の優先順位等、また先ほどのプライバシー問題等を併せて検討をし、整備ができた段階で改めまして工事をお願いしたいと思います。只見振興センター外構整備工事から19節、負担金、補助及び交付金までは事業実績見込み、または事業実績による減額となっております。

○明和振興センター長（横田雅則君） 明和センター長ですが、本日、朝日振興センター長欠席しておりますので、代わって説明をさせていただきたいと思っております。

12目の朝日振興センター費でございますが、報償費から負担金、補助金まで、事業の実績見込み等の不用額の減額でございます。その中で11の需用費につきましては、光熱費につきましては、電気料につきましては、本年度、LED化したことによって月額約2万円近く、電気料がかからなくなっておりますので、それを含めて減額というような形でございます。あとは負担金、補助金の地域づくり交付金につきましては、申請のほう受け付けましたが、残額が発いたしておりますので、そちらのほう90万ほど減額をさせていただくものでございます。

13目の明和振興センター費でございますけれども、こちら1の報酬から19の負担金、補助金まで、事業の実績見込みの不用でございます。その中で1の報酬につきましては地域おこし協力隊、1月より産休ということでお休みをいただいております。そのあたり、地域おこし協力隊につきましては、報酬は出席について支出することになっておりますので、そちらのほうの報酬につきましては減額。その他、地域おこし協力隊関係でありました旅費関係。そちらのほうも今回落とさせていただいております。

以上でございます。

○総務課長（新國元久君） 25ページ、最下段の諸費であります。積立金といたしまして自

然首都・只見応援基金積立金163万7,000円ではありますが、歳入にございました14ページ、指定寄附金ということで、ここで受けた寄附金をここで予算化をさせていただいて積み立てるというものでございます。

○町民生活課長兼会計管理者（増田栄助君）　続きまして、26ページ、項2、徴税費の2目、賦課徴収費でございます。償還金としまして町税還付金220万円の減額となっておりますが、当初300万円の予算をいただきまして3月末までの還付実績見込みによりまして不用が見込まれますので減額をお願いするものです。

○総務課長（新國元久君）　26ページ、中段の総務費の選挙費であります。衆議院議員選挙費であります。昨年執行されました衆議院議員選挙に係る経費。今般、精算が済むということでありまして、こういった減額の予算をお願いをするものであります。報酬から使用料及び賃借料まで実績に基づく精算でございます。

○総合政策課長（星一君）　5項の統計調査費、2目、委託統計調査費でございますが、今後の実績見込みに合わせて、それぞれ節、目内での金額の調整をしたいものでございます。

○保健福祉課長（馬場博美君）　続いて、28ページの民生費、社会福祉費でございます。まず社会福祉総務費のほうについては、報酬としまして民生児童委員の推薦会委員の報酬の減額ということで、これについては例年、途中で退任される委員が出た場合に会を開く必要がございますので、そういうことで計上させていただいたものでございまして、今年度、実施見込みがないことから減額ということでございます。続いて、扶助費につきましては除雪支援事業給付費ということで643万7,000円。こちらは一般質問の中でもございましたが、豪雪対策本部が設置されたことによりまして、事業者に対しまして、1件あたり2万1,600円を支給すると、給付するというような内訳になってございます。

続いて、老人福祉費につきましては、まず報償費は100歳賀寿の実績によりまして不用分の減でございます。14の使用料及び賃借料につきましては、緊急通報システム機器の賃借料ということで不用分の76万2,000円を減額しております。

障がい福祉費でございますが、償還金としまして障がい児入所給付費等国庫負担金返還金から障がい児医療費国庫負担金返還金まで、合計で1,149万1,000円ほどございます。こちらにつきましては、28年度当初での事業計画を基にしまして概算でそれぞれ国・県のほうより受けまして、実績によりまして精算する内容となっておりますので、今回、その多くいただいていた分の返還ということで計上させていただいております。

社会福祉活動センター費につきましては、今後、電気料の不足が見込まれることから13万円の増額をお願いしております。

続いて、29ページ、児童福祉費の児童福祉総務費でございます。こちらの報酬の子ども・子育て会議委員の報酬につきましても、今年度、執行見込みがないということで、報酬、費用弁償関係、消耗品関係について減額させていただいております。あと大きなものが委託料の放課後児童対策調査等委託料でございますが、300万円の減額ということで、こちらにつきましては放課後児童クラブの開所に向け、協議を実施していたわけですが、小学校の空き教室の見込みが立たずに、それと教育委員会のほうで実施している放課後こども教室や子育てひろば等が拡充されて、週5日の放課後対策が実施されていることから、当初で調査委託のほうをお願いしてございましたが、実施しないで状況を見守っているというような状況でございましたので、委託料のほうを減額をさせていただいております。続いて、19の補助金につきましては、子ども一時預かりサービス事業利用の補助金の不用分ということで50万円を減額させていただいております。

児童措置費の児童手当分につきましても、実績によりまして減額というような流れでございます。

続いて、只見保育所から明和保育所につきましては、財源内訳の振替ということでお願いしたいと思います。

続いて、裏側の保健衛生費ですが、副町長、お願いします。

○副町長（橋本晃一君） 保健衛生総務費の簡易水道会計繰出金につきましてはそれぞれ事業確定による減でございます。

○保健福祉課長（馬場博美君） 続いて、予防費でございますが、報償費、旅費関係につきましては、伸びゆく子ども支援事業に関しまして予算をいただいております。その関係の不用残ということで計上させていただいております。それから需用費の医薬材料費の各種予防接種等の73万1,000円の減額でございますが、このうちの約41万1,000円が、当初、小・中学校の（聴き取り不能）を予定してございましたが、実施できなかったことによる減ということで医薬材料費のほう減額させていただいております。あと委託料の結核健診委託料につきましては確定による減額でございます。

○副町長（橋本晃一君） 環境衛生費の委託料、工事請負費、負担金、補助及び交付金につきましても、それぞれ事業確定による減でございます。

- 保健福祉課長（馬場博美君） 続いて、保健事業費でございます。報償費、旅費関係。それと、31ページの14使用料につきましては、健康講演会のほうを予定してございましたが、講師のほうとの日程調整の関係から実施できないことによる減額ということになってございます。31ページ上段の委託料につきましては、各種検診委託料の実績による減額でございます。
- 農林振興課長（渡部高博君） それでは、31ページ最下段であります。農林水産業費、1項の農業費であります。3目、農業振興費であります。委託料としまして各種農業行政調査委託料2万9,000円の増額であります。これにつきましては農事組合長さんのほうにお支払いする委託料であります。対象農家増ということで2万9,000円をお願いしてあります。32ページ、負担金、補助及び交付金であります。事業確定によります、概ね減であります。中段の農業経営体育成支援事業補助金900万ほどの減額であります。これにつきましては梁取農作業受託組合の事業取り下げによります減額並びに事業確定による減額であります。23節、償還金利子及び割引料であります。中山間地域直接支払事業の返還金でありまして、これにつきましては歳入のほう、15ページであります。雑入のほうで返還金1万7,000円ほどが計上されております。これにつきましては叶津集落協定さんのほうで対象農地が誤りだったということで1万7,000円の雑入で受けまして、4分の3分、国・県の分の支払いをする1万3,000円であります。
- 観光商工課長（渡部公三君） 4目、山村振興費であります。補助金50万円の減額であります。産業振興対策事業補助金の実績によります減額でございます。尚、実績につきましては4件の実績になってございます。
- 農林振興課長（渡部高博君） 6目、農地費であります。工事請負費から繰出金、償還金利子及び割引料まで、事業確定による減額であります。償還金、利子、割引料につきましては、多面的機能の支払交付金の返還金。これにつきましては、期間終了後5年間の期間で実施している事業であります。この5年が終了しまして、その時の残金がある程度決められて、単年度交付金額の3分の1以内の残金にしろという指示が県のほうからありまして、それに基づく精算額でありまして、5集落からの返還金、15ページの雑入で受けております。その返還金であります。よろしく申し上げます。
- 副町長（橋本晃一君） その下の集落排水事業特別会計繰出金につきましても、事業確定による減でございます。

さらにその下の、8目、国土調査費につきましても事業確定による減でございます。

○農林振興課長（渡部高博君） 34ページ、林業費でございます。1目、林業総務費であります。こちらも事業確定による委託料であります。減であります。

2目、林業振興費であります。こちらにつきましても事業確定によります減額であります。

3目の林道費につきましても、事業確定による減額であります。

以上、よろしく申し上げます。

○観光商工課長（渡部公三君） 続きまして、35ページの商工費をご説明申し上げます。

2目の商工振興費でございます。補正総額は576万5,000円の減額になってございます。委託料でございますが、緊急雇用創出事業委託料1,088万2,000円の減額です。本年度分でございます。これにつきましては申請8事業所、8件に対しまして、採択5事業所ということで採択、未採択分の減額でございます。23の償還金、利子及び割引料でございますが、511万7,000円の増でございます。これは償還金といたしまして、平成28年度、前の年であります。28年度の緊急雇用創出事業臨時特例交付金の過年度返還金として28年度に実施しました本事業の不適合分につきまして、今回、返還をするものでございます。

続きまして、3目の観光費であります。補正総額が425万5,000円の減額でございます。内訳は臨時雇い賃金の年度末の実績を見込みましての減額。それから委託料につきましては、それぞれ事業が実施されました。尚、自然首都・只見歓迎打ち上げ花火業務委託。これにつきましては県の補助金を予定しておりましたが、最終的に県の補助項目から対象外になってしまったということで100万を減額するものでございます。

それから5目の観光施設費でございますが、補正総額が156万5,000円の減額でございます。役務費は公衆トイレの浄化槽の手数料の減額。13の委託料であります。これもそれぞれあの、トイレ関係の清掃委託料の減額となっております。また、物件移転補償調査の業務委託。これは河井継之助記念館の隣接民家の移転補償関係の業務委託の実績によります減額。それから旅行村の整備設計の業務。これも確定によります減額になってございます。

以上であります。

○副町長（橋本晃一君） 続きまして、36ページをお開きください。1目、土木総務費につ

きましては事業確定による減でございます。

続きまして、2目、道路維持費につきましては、報償費から、その下、補償、補填及び賠償金につきまして、基本的にそれぞれ事業確定による整理予算でございますが、その中段、36ページの一番下段でございます。委託料につきましては除雪委託料。今般の大雪によりまして事業費が増加しているということから、今回、増額をお願いするものでございまして、今回の補正によりまして町道除雪分といたしましては総額2.1億円ほどになります。

その下、37ページの4目、道路新設改良費でございますが、こちらは財源振替。起債を減らして一般財源を増やす財源振替でございます。

その下、1目、河川費につきましては事業確定による減でございます。

一枚おめくりいただきまして38ページでございます。38ページの1目、住宅管理費につきましても、それぞれ事業確定による減でございますが、このうち中段の委託料でございます。委託料につきましては空き家対策プランの策定費用として計上していたものでございますが、様々、ご意見等いただきまして、委託ではなく直営のほうに切り替えて、現在、鋭意、策定に向けて取り組んでいるところなので、全額減額をしております。その委託料の下、工事請負費につきましては所有者等との調整未了によりまして、今回は実施を見送ったものでございます。

その下の2目、住宅建設費につきましても、それぞれ事業確定による減でございます。

次のページ、39ページでございますが、1目、集会施設整備費につきましても事業確定による減でございます。

○町民生活課長兼会計管理者（増田栄助君） 続きまして、款の9、消防費でございます。1目、非常備消防総務費でございます。委託料につきましては防火水槽の新設に係る測量設計の委託料。これも事業確定に伴いまして減額です。工事請負費につきましては防火水槽につきましては事業確定によるものです。小林地区に1基、新設をさせていただきました。その下、防災行政無線パンザマスト建替え工事517万3,000円の減額となっておりますが、当初予算で4箇所の予算をいただきましたが、要害山のパンザマストにつきまして、アナログとデジタルの中継局の併用について、工事方法の協議にちょっと時間を要しまして降雪期を迎えたということで、次年度のデジタル化の折に改めてお願いすることで今回減額をさせていただくということになってございます。負担金につきましては県の情報通信ネットワークの整備。これについても事業の確定による減額でございます。その下、消火栓の工事費に

についても1箇所の改修工事行わせていただきました不用残でございます。

2目、常備消防総務費。広域市町村圏組合の負担金でございますが、消防庁舎建設事業の請け差による減額となっております。

○教育次長（増田 功君） 40ページ、項の1、教育総務費。2目、事務局費でございますが、1の報酬から15の工事請負費まで、事業の確定による減額でございます。

3目、スクールバス運行費につきましては財源の振替でございます。

5、奥会津学習センター費。備品購入費の減額でございます。こちら除雪機購入をいたしまして、その請け差でございます。

続いて、項の2、小学校費。目の1、学校管理費については、事業の確定による減額でございますが、12役務費、手数料、ピアノ・オルガン等調律料につきましては2万6,000円の増額をお願いしたいと思います。こちらのピアノですが、現在、この教育委員会にありますピアノを小学校のほうに移して使用するために調律が必要になりましたのでお願いするものでございます。工事請負費の体育館修繕工事の減額でございますが、明和小体育館のガラスからの雨漏り工事の請け差による減額でございます。

続いて、41ページ、項の3、中学校費でございますが、1の学校管理費につきましては事業確定による減額でございますが、11の需用費、燃料費、灯油代は不足が見込まれるので18万円の増額をお願いするものでございます。

2、教育振興費につきまして、賃金、臨時雇職員賃金でございますが、中学校のですね、学力向上のために町で雇用して講師を1名増員する予定でございましたが、見つかりませんでしたので、この時期になってしまいました減額といたします。

続いて、42ページ、社会教育総務費でございますが、事業の確定による減額でございます。この中で11の需用費、印刷製本費でございますが、45万7,000円でございますが、こちらのほうは生涯学習カレンダーと人材育成等の事業確定による減額になってございます。概ね、社会教育総務費につきましては事業確定による減額でございます。

2、文化財保護費でございますが、こちらのほう、賃金につきましては、収蔵庫、大倉の収蔵庫の文化財の調査をしておりましたが、降雪のため、今年度、執行できないものがございましたので減額でございます。その下の需用費の印刷製本費でございますが、こちらのほう、湿原ですね、大曾根湿原と大谷地湿原の調査報告書の印刷製本費でございましたが、町内のほかの湿原も併せて調査をした方が良いということで、今回減額させていただきます、

改めて翌年、さらに調査が済んでからのお願いをするということにしたいというふうに考えてございます。43ページでございますが、こちらのほうは、43ページの委託料につきましては、民具収蔵庫の基本設計の委託料の請け差でございます。

続いて、考古館費につきましては事業確定によるものでございます。

43ページ、項の5、保健体育費。1、保健体育総務費については事業確定によるものでございます。

2、体育施設費ですが、この中で15の工事請負費。こちらのほう亀岡サッカー場の草刈置き場を作成するために工事が、グラウンドの工事が必要でしたので、それに伴いまして請け差による減でございます。

続いて、44ページ、給食センター費については、こちらのほう工事請負費、請け差による減額になっております。

以上でございます。

○農林振興課長（渡部高博君） 44ページ、中段であります。災害復旧費。農林水産業施設災害復旧費であります。1目としまして、農地農業用施設現年災害復旧費であります。こちらにつきましても事業確定によります減額であります。当初あの、7月18日の災害発生時、その後、概算で予算措置をとらせていただきまして、かなりの金額の減額になっておりますが、よろしく申し上げます。

45ページ、林道現年災害復旧費であります。これにつきましては、5,817万1,000円ほどの減額であります。それで、その右隣であります。財源内訳、国県補助金4,268万円とありますが、これあの、歳入のほうでも説明いただいたとおり、18ページの県負担金ということで補助金の増高措置がありまして増額になったもので財源の振替であります。こちらにつきましても、1節の報償費から工事請負費まで、事業確定によります減額であります。この中で委託料であります。地質調査の委託料1,100万円ほど減額になっております。当初ですね、太田森戸沢線、法面崩壊の箇所地質調査ということでお願いしてありましたが、補助申請まで間に合わないとの判断で、これは皆減ということでご理解をいただきたいと思います。

3目の林道過年災害復旧事業であります。これにつきましては概況調査委託料200万ということでありましたが、これ、当初ですね、町での、林道黒谷線の方針を出すために測量設計の委託をお願いしたものであります。電発さんとの協議の中でですね、工事計画に

つきましては電発さんのほうで、一応、計画をするというような話になりまして、この200万、皆減するものであります。よろしく申し上げます。

○副町長（橋本晃一君）　続きまして、46ページをお開きください。2項、公共土木施設災害復旧費。1目、現年災害復旧費でございますが、こちらも同様に、昨年7月の豪雨災害にかかります公共土木関係の災害復旧費でございますが、こちらもそれぞれ事業確定による減額でございます。

○総務課長（新國元久君）　46ページ、中段から下の情報通信基盤施設現年災害復旧費であります。これあの、これも先ほどらいのものと同様であります。昨年7月の豪雨災害によります町光ファイバーの復旧。これに要する部分の工事完了しましての精算でございます。

○観光商工課長（渡部公三君）　2目の観光施設現年災害復旧費であります。財源の振替によりますところの補正でございます。

○総務課長（新國元久君）　47ページ、款の12、公債費であります。目の1、元金であります。長期債償還元金といたしまして、今回、1億9,195万8,000円の増額補正をお願いをしております。この内容であります。平成21年・22年・23年に起債をいたしました臨時財政対策債。これにつきまして、今回、繰上償還をしたいということでありまして、先ほどらいご説明を申し上げました不用額等々合わせまして予算化をさせていただき、繰上償還ということにしたいものでございます。

長期債償還利子については不用額、年度末までの不用額。これの減額をお願いするものであります。

款の13、予備費であります。231万9,000円の減額で予算を調整させていただいております。

48ページになります。48ページは特別職の方の給与費明細。49ページは一般職の給与費明細となっておりますのでご覧をいただきたいと思っております。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いいいたします。

○議長（齋藤邦夫君）　それでは、これから質疑を行います。

10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君）　何点かお尋ねいたします。

まず歳入の11ページ。地方消費税交付金。今回補正されております。これはあの、8パーセントの中の何パーセントかが、最終的にはまあ、戻ってくるというようなことだと思

ますけれども、その辺の仕組みと、全体のその消費税額、もしわかれば教えていただきたい  
と思います。

二つ目がですね、歳出の19ページ。総合政策費の総合戦略検証委員謝礼29万1,000  
円減額されております。これはあの、総合戦略で掲げられました、いわゆる事業の評価検  
証を何度かおやりになったのかどうか。そして、その謝礼が残ったんだと思いますけれど、  
その内容、お尋ねをいたします。

その次が、20ページの委託料。まちづくり会社の関係540万円減額と。理由は不採択  
であったということ。で、それと関連しまして、19の、いわゆる中心市街地の補助金20  
0万減額ということで、これはあの、事業ごとに検討していくというような、先ほどの説明  
でありましたが、まずあの、この540万円については、その不採択の理由をちょっとやっ  
ぱり整理をしておく必要があると思いますので教えてもらいたい。で、補助金の200万円  
のマイナスについては、今後想定されます、その事業ごとの事業というのはどんな事業が想  
定されて今おられるのか。その辺の概略的な話でも構いません。教えてください。

そして、23ページの只見振興センター費、工事請負費。これ、外構535万9,000  
円減額されておりますが、パッと見る限り、相当大的な金額だなというふうに思っておりま  
す。これはあの、全体の予算の中で、どのくらい、このマイナス分が占めているのか。そし  
て、何故、これが、この額が減額になるのか。内容をご説明いただきたいと思います。

その次がですね、40ページ。教育費の事務局費。あり方検討懇談会の委員。報酬17万  
円の減額ということであります。29年度の、これ、やってこられたひとつのとりまとめと  
して、今どういう状況になっているのか、おわりの範囲でお答えをいただきたい。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） まず、歳入の地方消費税交付金についてであります。これにつ  
きましては消費税増税になりました後にあります。おっしゃるとおりであります。県に地  
方消費税交付金としまして入ります。そのうちの2分の1の相当の額が町に交付されるとい  
うことでありまして、今般、従前の予算額7,300万円でありましたが、確定額7,80  
7万4,000円ということで、差額507万4,000円の増額をお願いをするというも  
のでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（星 一君） 19ページの総合戦略検証委員の謝礼についてのご質問でございます。こちらにつきましては全額の減額でございますけれども、こちらあの、地方創生交付金の事業で実施をしておりますサンサンキッズ事業についての検証ということで、二度、29年度、2回開催をしてございます。で、今回の減額になった経緯でございますけれども、その中で、事業実施の中での委託料でこの検証委員の謝礼も支出するというところで、当初とっていた謝礼からの執行はないというような内容でございます。

それと、まちづくり会社設立等支援業務委託料に関しての地方創生交付金の不採択の理由だったと思いました。こちらにつきましては、実は29年度に、その交付金について、非常にまあ、きつくなったといいますか、なかなか、幅が狭くなったというようなこともございましたけれども、そもそも、交流人口の拡大であったり、雇用の拡大に繋がる事業というのが条件でございまして、そのあたりの事業組み立てというような内容が弱かったといえますか、そちらのほうで判断をされて、地方創生交付金に非該当になったというようなことでございます。中心市街地活性化事業補助金の中での先ほどの説明、事業ごとというお話をさせていただきました。こちらにつきましては、想定している事業というようなことは道の駅の整備ということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 只見振興センター長。

○只見振興センター長（梁取洋一君） 只見振興センター費の外構工事関係の残額ですけども、一つはあの、道路の表面の土砂の入れ替えを40センチから60センチの深さで行わなければいけないという想定で工事に入っていたんですが、調査結果、その必要がないという部分がありましたので、それで大幅減額となっています。あとは白線部分がちょうど降雪期になってしまったものですから、30年度の当初予算でお願いしておりますけども、その部分で約60万入ってますので、それを落としたことによる減額となっています。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） 小学校のあり方検討懇談会についてとりまとめの状況ということでご質問いただきました。報告書のほうをとりまとめをいたしまして、これ、その報告書によりまして、報告書の中でですね、報告書、メリット・デメリット、それぞれをまとめております。それで、どのような形にするかという結論を出しているということでありまして、今後、こういった過疎の少子化が進む中での教育環境のあり方について、さらにいろいろな

ところで議論をしていかなければならないというとりまとめでございます。この報告書につきましては、広くですね、町民の方に見ていただいて、一つ一つ、議論の芽が出て行って、次の道に進むことができるといふふうに考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） すみません。もう一度お尋ねします。19ページの総合戦略の検証の謝礼。二度行ったということであります。で、全額、全額減額で二度行ったんですか。で、すみませんあの、行ったという前提で聞きます。その内容、ちょっと教えてください。評価の内容。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（星 一君） ちょっと、私の説明が不十分で申し訳ございません。元々、事業を実施するうえで、まずサンサンキッズ事業、子ども・子育て事業について委託事業で実施しております。さらにその事業を検証するために、この検証委員謝礼を別に予算立てをしてとっておりました。それについて、同様の事業の中なので、そのサンサンキッズ事業を委託するうえで、そこにその事業の一つの中で検証も含めて委託をしたということで、今回、この金額については減額をしたということでございます。そのサンサンキッズ事業でございますが、本年度、2ヵ年目でございます。1年目の内容含めて2年目の事業実施に向けて、実施と中間、その事業実施に向けての内容の検討を、専門の、例えば、そういう子ども・子育て事業を専門にやっという郡山市の医師の方などを委員に迎えまして、その事業の内容の精査含めて事業展開についてまずはご議論をいただきまして、その後、事業の効果といいますか、最終的にはその事業において、3ヵ年事業で実施をしているわけでございますが、最終的にはその保育所で独自で、保育士がメインで、その36の体づくりの事業がやっという形での事業展開でございますので、それに向けて今後どういふふうに進めていけばいいかということで、3年目の事業についての支援をいただいたと。様々、もう少し、情報について、こういう情報を集めたら次年度、もっとより良くなるのではないか。最終的に4年目からは保育士が独自でできるのではないかというような、そういう観点での評価であったり、アドバイスをいただいて、その検証をお願いをしているという内容でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、藤田力君。

○3番（藤田 力君） 何点か伺いたいと思います。

まずあの、20ページの、目黒仁也議員が質問された中身なんですけど、中心市街地の活性化事業。これ200万減になっております。で、今、課長の答弁では、なんか道の駅といったようなお話がございましたが、今回だけでなく、この事業については、全体を、要は、全体的には減らすと。で、個々、個別対応の話は具体的に、まあ、やるといったようなお話を伺ったんですが、私あの、これとまるっきり関係ないのかなと思うんですが、ただ駅前です、6月だか、秋には、田島から直通のバスが入るといったような話も聞く中で、何の、要は、活性化も何もないといったようなことが、やはり町民の中で、大変まあ、心配されております。こうしたものが具体的にどういう対応をされるのか伺いたいと思います。

それと32ページの、農業経営体育成支援事業の914万1,000円減の理由。梁取地区の方というお話でしたが、これはあの、減にしたままなんですか。この梁取の方が、またなんかされるのか、どうなのか伺いたいと思います。

で、すみません、33ページの遊休農地解消支援事業。これ80万減になっております。当初で80万計上されて、今回80万源になったと。素朴な質問で、支出っていうか、使われなかった理由はどういうことなのかなと。で、夕べ、当初を見てみましたら、また80万があるように見えました。

その次に、34ページの町産材活用補助と。これについてあの、12月の議会の一般質問で、要綱を見直してくれというお話をしました。そうしましたら、要綱は、なんか、見直しの協議をされたように聞いておりますが、その結果。そして、これ、その時点でたしか、執行額というのは40万というふうに聞いたように思っております。減額残が、残の減額がないんで、どうなのかなと。で、30年当初にまた200万計上してありますが、これをやはり、要綱見直しをしたり、いろんな工夫をして、町民の方々に、せっかくの予算ですので、やはり活用していただくような努力を私はすべきというふうに思いますが、そうしたことについて教えてください。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） あの、予算にない。町産材というのは、どこか、何かあったんですか。

これ、減額の中に。

○3番（藤田 力君） 今回の予算にはないんですが、（マイクなしで発言 聴き取り不能）

○議長（齋藤邦夫君） 予算にないのはちょっと。関連で質問されるのは別ですけども。

○3番（藤田 力君） 関連… （マイクなしで発言 聴き取り不能）

○議長（齋藤邦夫君） わかりました。

それでは答弁をお願いします。

総合政策課長。

○総合政策課長（星 一君） 中心市街地活性化事業補助金の減額の件でのお問い合わせございました。元々、こちらの中心市街地活性化事業補助金につきましては、商工会等が中心に、中心市街地活性化法に基づく中心市街地法定協議会の設立をしたうえで、その中で作成された計画に基づいて有利な補助事業を含めて利用して、総合的にそういうものを整備していくというような内容でありまして、その主な内容につきましては、まず只見駅舎の商業の複合化というものがございました。併せて、国道289号の改良に伴う中心市街地の活性化。また、道の駅的交流商業施設の事業計画というようなことで三本立ての、素案といいますか、そういうものをつくっていきこうと、整備をしていきこうというようなことで始めてきたものでございますけれども、そのうえで、その中心市街地活性化協議会というものを、整備をまあ、組織立てしなければいけないわけでございますけれども、その中で中心となる組織が、いわゆる都市機能の増進を総合的に推進するような機能のまちづくり会社というもの。また経済活力の向上を総合的に推進をしていくというもので、只見町内であれば商工会というものが該当するというので、そういう二つの組織があったうえで進めていくというような内容でございます。さらにはそこで、どのようなものを整備していくかというようなことで、エリア設定をしたうえで計画をまとめていくというようなことでございますけれども、その中で、そのエリア設定の中で様々な、いろいろな事情変化等もありましてなかなか進まないというようなことで、そういった中で早急に進めなければいけないものが道の駅の整備ということで、そういうエリア設定であったり、計画策定をしていくうえでは、どうしても一年以上かかっていくということもありますし、さらに、それをまとめていくうえでもまた時間がかかるというようなこともございますので、それぞれ必要な事業を早急に進めるために、事業ごとに整備をしていきこうということで町の中で検討して、今回このような形で減額をしたというような内容でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（渡部高博君） 藤田議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず32ページの中段の農業経営体育成支援事業補助金914万1,000円の減額であります。これにつきましては、これはあの、事業目的がですね、経営の高度化を図るための

共同利用組合の共同利用機器の取得に関する費用を助成するものでありまして、国のトンネル補助ということでありまして、機械関係が3分の1と。それである、施設関係が2分の1の補助事業であります。これにつきましては、先ほど梁取農作業受託組合と申し上げましたが、事業がその期間内にちょっと難しいという理由で取り下げることになりました。それで、その期間、検討されまして、また来年度お願いできないかということでお話を伺っております、当初予算のほうで計上は、お願いはしております。

もう1点、33ページの遊休農地等解消支援事業補助金80万円の減額であります。これにつきましては、事業内容は農業委員会が判断する農地で5年間以上保全をしてくださいよということを経営者に事業費の100パーセント、10割ですね、を補助する事業であります。今年度につきましても皆減というような内容になってしましまして大変申し訳ありませんが、来年度につきましては、1集落から希望が上がってきておりますので、当初予算でまた同額をお願いしている状況でありますのでよろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、藤田力君。

○3番（藤田 力君） 中心市街地の関係が、その事業を選択して対応するというのが、私は道の駅という形で、この中心市街地のほうから道の駅がリストアップになって、当初予算にあがったといったようなことまで、ちょっと想像つきませんでしたので、私はやはりあの、なんていいますか、今、課長が申された、駅の、要は、真ん前、あの周辺に、その民間が個人的、個人的っていうか、民間がやはり駅前周辺を活性化させようといったようなことで考えられたら、そういったものに若干の援助をされるというふうに、ちょっと誤解しておりました。私はやはりあの、誤解は誤解でしているんですが、ただ、なんていいますか、あのままずっと変わらずといったような形で、このまま、道の駅がここにできれば話は別ですが、ただ、289の1・2年前ということなんで、今回のリバティからバスが来るとか、そういったものには何らの変化もないといったようなことなんですが、町長に伺いますが、こうしたことについて、こうしたいといったような腹案でも何でもあれば教えていただきたいなというふうに思います。

そして、農業経営体については、やはり、これだけの金額を計上して、また当初に形を変えて計上されるといったようなことで、私はやはりあの、なんていいますか、国のトンネル補助だといっても、いわゆる、事業主体に直接お金を出すのは町が出すんだといったようなことから、私はやっぱりあの、こういったものを決定して支出するということには、やはり

町はそれを進めていると、推進していると、押し進めていると、町がバックアップしているといったように私は理解したいなというふうに思うんですが、是非あの、こうした補助を受ける、あるいは出す、そういったところで、要は、国・県からの補助金だとか、そんなことだけでなく、只見町の農業を進めるのにこういうことが必要だということから、出していただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

あとはあの、33ページの遊休農地の関係については、いわゆる、まあ、なんていいですか、やはりあの、補助金が計上して、4月に計上して3月に全額落とすといったようなパターンが、思いたくないんですが、あるのであれば、いわゆるその、要は、なんで使っただけでないのか。それについて、いわゆる担当課は、やはり疑問を持って、使ってもらえるにはどうしたらいいのかということをお私に考えていただきたいなというふうに思います。こうしたことにもまた話しますと怒られるかもしれませんが、やっぱりあの、現場主義というのが、極めてやっぱり、農業の分野でも大事なかなというふうに思いますので、そんなことを考えます。

以上です。答弁よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） ただ今ご質問がありました駅前周辺の関係でございます。前からこの駅前のところの整備計画、中心市街地活性化計画の中でいくらか出ております。それで、それについては、先ほど担当課長からも言うておりますように、個々の設備でということは、ということは、庁舎が暫定移転という形になりましたので、私はそれぞれ個々に考えていくほかないのかなというふうに思います。それであの、今、只見地区、商店街のところ、県のほうで工事を進められております。それでそれが、駅前のところ、県道まで進むということで、過日、残念でしたが、南会津建設事務所の所長と、その図面と併せて駅前のほうの、駐車場がまだ非常に、駅のほうとの若干、現場のほうではトラブルがあるようですので、その車、回転するといいますか、流れをつくるということの一つの案はつくっていただきました。そういったことについては、この後、設計は県のほうでやりますからということでしたので、ただ、その底地に問題がありまして、JRの土地と、それから町有地と重なっております。それで、前からJRのほうには、この前も本社から来られた次長さんに、そういった考え方を示させていただいて、その道路改良と併せて、その駅前の駐車場について、ロータリー方式か、そういったものの検討をしたいので、土地の売却等については是非ご協力とい

うことをお願いはしております。であの、ただ、県との関係につきましては、若干、この後、新しい所長さんと改めて協議ということになると思いますので、そういった中で検討はしていきたいというふうに私は考えております。

あとはあの、道の駅等々につきましては、今回といいますか、29年の間に担当課のほうで近隣の道の駅の情報等の調査はしております。そういったものを基本として30年の中で、一般質問の中でもお話しておりますが、副町長のプロジェクトチームが良いのか、その辺のことを検討しながら、内部で十分検討させていただいて、方向性を示していければというふうに考えております。そういった中で駅前の方、全体の方も含めて取り組んでいきたいというふうに今は考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（渡部高博君） 藤田議員の先ほどの経営体育成支援事業の関係であります、これだけの金額が、国補助とはいえ、町のほうから支払うんだらうというようなご質問でありましたが、この件につきましては、大塚議員の一般質問の中でも回答させていただきましたが、農業経営が安定するよう、その農業者担い手の育成のための支援というようなことで、そのつもりで対応をしておるつもりであります。

もう1点、33ページの全額落とすような補助金は制度設計をよく考えたほうが良いんじゃないかというようなご質問であります、この件につきましては、十分、私もそう考えておりますので、この補助金の内容につきまして、再度検討させていただきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、藤田力君。

○3番（藤田 力君） 中心市街地については、町長の考え方よくわかりました。

32ページの経営体については、そんなことで是非、安定化するように、言葉で言えば簡単ですが、是非頑張ってくださいというふうに思います。

遊休農地については、やっぱりあの、課長は、例えば、今年というか、30年度には、一年間かけて制度設計をして、31年度から、要は、方向性を変えると。十分に一年間かけて検討をするということを申されております。こうしたことについて、いわゆる今お話されたように、地域の農業がどういう方向に行くのか、今、アンケート調査もされているようです。是非あの、現場の声をいっぱい聞いて、来年度、そうですね、31年度のこうした農林関係の事業が、当初にとって3月で落とすことがないように、是非あの、検討して、農家のため

になる、役に立つ事業を構築していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（渡部高博君） はい。十分あの、検討させていただきまして、対応したいと考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） ちょっと、款の災害復旧費でちょっと、俺の考え間違っていたらちょっと。これ、現年度災で農地から林道。それからまあ、道路、河川。かなりの減額になってますが、これは去年の災害の時に、大変だということで、各集落、工事やってもらった、緊急的にやるためにちょっと予算付けたやつ残りという考え方でいいんでしょうか。この工事請負費がこんなに余っているというのは。おそらく、そういうふうに見受けられるんですが、ちゃんとした査定受けた工事発注して、その工事の残りとか、そういう考えでの残ではないでしょ。これ。もうこれ、全て、結構、大きい金額残ってますので。これ、この予算書からすると、そういう金額の残りかなというふうに思ったんですけども、あの災害受けて、ちゃんとした査定受けた分については、今年度発注する分もあるでしょ。その辺の経緯、ちょっと金額大きいものですから、説明お願いしたい。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（渡部高博君） 佐藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

ご質問の、たぶん内容は、45ページの林道現年災害復旧費の工事金2,700万ほど減額になっていると。これが大きいという内容かなと思ったんですが、

○6番（佐藤孝義君） マイクなしで発言 聴き取り不能

すみません。去年の災害あって、緊急的にお金をあげましたよね。たぶん。その残りなんでしょうかということをお聞きしているわけです。ちゃんとした工事で発注した残りじゃないんではないかと聞いてる。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（渡部高博君） おっしゃったとおりであります。大変申し訳ありませんでした。

○6番（佐藤孝義君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備副課長。

○環境整備副課長（渡辺 浩君） 公共土木災害につきましては災害申請しておりません。  
ですので、7月の豪雨の後、1回、補正でとって、また再度調査したうえでまた増額したんですが、足りなくならないようにということである程度余裕をもった形で予算をとって、排土とか、そういった土砂撤去が主なものでしたので安くできたというのがあります。あと一部については、会社さんのほうで間に合わない分がありますので、来年度の30年度予算で一部対応させていただくような形で考えております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

9番、鈴木征君。

○9番（鈴木 征君） 2・3点お聞きします。

まず49ページ、40ページ。40ページの奥会津学習センター費の中の備品費。当初で、当初か補正かわかりません、補正だな、何月補正でとられたのかなと思うんだけど、そっくり、言い換えれば執行してないんですよ。全然。54万2,000円とって、54万2,000円、今回。3月のまあ、最終補正とは言えども、そういったこと、これもね、議決されているんですよ。そして、未執行では、ちょっと問題があるんじゃないですか。

それと41ページ。同じく教育振興費で95万とって、賃金で95万落としております。そしてその一番下に、教育振興費の賃金459万6,000円も減額されております。

それから、43ページ。工事請負費でなかろうかなと思いますが、154万2,000円減額されております。補正が190万の中で。

その裏、41ページなんですけども、給食センター、3万1,000円とって、3万1,000円。教育長が11月お辞めになったからとか、何か理由がなければ、とても、手が足りなかったと。間に合わなかったと。これね、やっぱり、みんな、議会の議員の目届いているんですよ。まあ、一つ一つ聞きませんが、3月補正は最終だから、昔は5万以上残すと決算の時あれだから、しっかり3月補正で落とせよという言い方もあったわけなんですけども、まったくこの備品と賃金はね、流用できないんですよ。流用できないからそっくり落としたと思うんですけども、誠にまあ、残念だが、何月補正でとられたのかだけお聞きします。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） お答えいたします。

40ページの奥会津学習センター費の除雪機械購入費ですけども、当初予算で334万7,

000円を計上いたしまして、それで契約しましたのが280万4,780円ということで、その残、請け差の残を落としております。

そういったことであの、あと、そうですね、41ページの教育振興費の臨時雇職員賃金は、これはあの、小学校、各小学校におります町雇用職員の、全部合わせたものの集計して、年度末で賃金を確定したものの減額でございます。そして、41ページの教育振興費の賃金につきましては、先ほどご説明しましたけれども、町雇用で中学校に学力向上のために講師を雇用としましたが雇用できなかったというものでございます。

あとですね、43ページの下段の体育施設費の施設維持補修費でございますが、これ、当初予算でサッカー場の施設維持補修ということで300万計上してございまして、工事が145万8,000円ということで、その請け差等になってございます。

44ページの給食センター費ですけども、こちらのほう、ちょっと総額あれですけども、工事を行いまして、工事を行った残額が3万1,000円の残ということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 了解ですか。

ほかに。

5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 2点ほどお伺いします。

19ページのふるさと納税の返礼品の80万の減なんですけど、まあ、聞いていたかどうか、忘れたんだか、わかりませんが、こういった景品的なものをつくられることは、ちょっと今、初めて聞いて、それでまあ、没になったと。交渉が。という説明でありました。で、この景品は、例えば商品と一緒に付けるためにつくられるものだったのか。例えば商品のない方に、例えばお礼状に入れるようなものを狙ったのか。その辺のところを教えてください。それからできれば、もしわかるようでしたら、前年比、どのぐらい今伸びているのかとか、まあ、減少傾向なのか。増えているのか。わかる範囲で教えてください。

それから2点目が、金額は少ないんですが、32ページ。中山間の補助金の返還であります。これは、部落のほうも、これは大変注意を払っているわけです。そして、当局と一緒に、点検、立会の下やって、両方とも気づかなかつたと。これは集落のほうのミスもありますが、事務方のほうのミスも、すみませんということで、これ災害の分で面積が減ったんですよ。災害で。河川のほうがちょっと広がりまして。それがちょっと当局側のほうが、ずっとそのまま、部落のほうにそのままの書類をあげていて、部落のほうも気づかずにそのままや

っていたということもありますので、これ、金額小さかったから良かったんですが、これ、大きくなりますと、一度配分したものをまた今度、配分者から集めるということは、なかなか困難な作業になりますので、その辺のことは今後、部落のほうも注意しますが、役場側のほうもしっかりとしていただきたいなというふうに思いました。

この辺の考え方、この2点、お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（星 一君） ふるさと納税返礼品の関係、80万円の減額についてのご質問でございました。他の返礼品に追加して一緒にお返しをしようというのではなくて、新たに返礼品の品を作ろうということで、例えばまあ、1万円であると、現在ですと3割の返礼割合ということで、今、総務省からの通知もありますので、そのような形を基本に返礼額というか、返礼品の金額を町で今、ほぼそのあたりでやっておるわけでございますけれども、その中でトミックスというメーカーさんが、たまたまあの、なんていうんでしたっけ、鉄道の模型ですか、それをあの、只見駅から小出駅に今走っている、縁結び列車のものをですね、自社制作をしまして、限定品で一度販売された経過があったんですよ。それを含めまして、今回、それに合わせて只見も、それと含めて今度、川口から若松でユネスコエコパーク号走ってますので、それを付けて、いわゆる只見にふるさと納税をしていただければ、そういう返礼品があるよということで一つ増やそうということで、トミックスとちょっと協議をしてみたんですけども、ちょっと時間の関係と、あと返答がないものですから、今回ちょっと、時間切れといえますか、今回できなかったんですけども、継続してですね、そういうような新たな支援の方を増やしていこうというような取り組みをしようということで検討したというような内容でございます。

あと、ふるさと納税の納税額の金額でしょうかね。そちらにつきましては、ちょっと今、私の手元の資料ということでお話をさせていただきたいと思いますが、昨年、現在、29年2月末現在の寄付額は734万1,000円でありました。件数にしますと474件でございました。で、30年2月、29年度の2月末現在ですか、ですと寄付額については723万6,000円ということで、ほとんど変わってないですが、件数は417件ということで、件数の減はありますが、金額的には今のところ大きな変動は28年と29年度についてはないというような状況でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（渡部高博君） 中野議員のご質問であります、32ページの中山間地域の直払いの返還金であります。これにつきましては、水害での面積減という話は伺ってありました。今後ですね、協定の用地の面積確認の際には十分注意して確認してもらうように指示したいと思いますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 24ページから25ページ、振興センター費の地域づくり交付金の減額についてです。これはあの、当時、地区センター、今は振興センターですが、窓口事務を主たる業務としてあった支所を、ご承知のとおり、事務分掌の1から12まで、相当部分として地域づくり・集落づくりのために、振興センター・地区センターがあるんだという考え方の下に、期待されて導入された地域づくり補助金ですかね。それでその、見ますとまあ、只見地区は残額10万ですけれども、朝日・明和については、そう、新年度で300万のところを90万残したということで3分の1、約3分の1に相当する金額が落とされる。これはあれでしょうか。地域づくり交付金というものの使命が終わりつつあるのか。あるいは終わったのか。お伺いします。

それから、この、当初年度がこれから始まるという意味では、決算で聞いてもいいんですが、今聞かないと、地区センターの、振興センターの関係ですから、新規事業。今年の、今、補正対象になっている予算で落とされた、その執行した分の210万余りの事業は、そんなに多くはないと思いますので、事業の個別名を聞きたいなと思います。何故、個別名というのは、どうも最近のその、事業を見てみますと、当初、地域づくりとして集落活性化計画ですとか、住民自治の拠点として、その住民自治活性化のためにできたという趣旨から、どうもその、椅子だとか、テントだとか、そういうその、何らかのイベントの手段となるような物、償却資産のような物の補助金が多く見受けられて、特に近年は、集落活性化計画といったようなソフト、企画・制作的な部分に対する実績がないように見受けられますので、これはあの、今年の場合は何の事業だったのか、お伺いしたいと思います。

それからあの、事業、これ、集落活性化というか、地域づくり交付金を積極的に使うんだと。まあ、住民自治の活性化に使うんだという意味で、その各地区センターは、この交付金事業について、どのような推進方法をされておったのか。啓発の方法ですわな。そして、その啓発した場合、推進していった場合に、相手方の住民団体なり、住民団体というべきでし

ようが、目的を持った団体と、それからエリアを主に守備している団体とこう、テーマ型とエリア型と二つの住民団体に分けられると思いますが、私の言ってるのは両方の団体を指しますけれども、どのような推進方法をして、その反響はどうだったのか。教えていただきたい。

それからもう1点は、こうして補助金が残るという、これあの、大変期待されて導入された奨励補助金ですが、こうして3分の1近くの金が残ってしまうという、ここについての反省点は何であったか。新年度が始まる前に是非聞いておきたいなと思うわけです。特にあの、具体的には、朝日振興センターのような場合は、私、地元ですが、非常にその、人的な、いわゆる不安定な要素があるんですね。元々、これ、今、振興センターですけれども、地区センターの、地区センター構想、平成11年、今の町長、よくご存知かと思いますが、非常に重要な職あるいはポストとして期待されておって、それなりに皆さん、努力をされてきたんですが、今の現状を見ると、人事体制も含めて、非常にその、おざなりになっているんじゃないかなというふうに見受けられもしますし、特にあの、来年度は、各地区センター長を統括する地区センターを置くということになりますと、やはりその、地区センターの業務そのものが、これは穿った見方ですが、ひょっとしたら、町長は軽く見ていらっしゃるのではないかなというふうにも感じますので、是非、今申し上げた点については、29年度中に確認しておいて、決算は決算の時にまた、来年度の9月ですから、この件については注視していきたいと思いますので教えていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 明和振興センター長。

○明和振興センター長（横田雅則君） それでは、地域づくり交付金ですが、各センター300万ということで配分いただきました。それで5月に募集いたしまして、それによりまして

○1番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○明和振興センター長（横田雅則君） こちらのほうは、引き続き、また3年ということで、この地域づくり交付金の制度できましたので、この使命によって、各団体、地域の各団体、各区だけでなくいろんな団体にお使いいただいて地域づくりを積極的に進めていただくというようなことで取り組んでおります。ただあの、その中で、その前の交付金の中で、各区のほうで3年間で100万というようなことで、いろんな形で備品の関係ですとか、そういうものに対してもお使いいただきました。それによって、ほとんどの区が100万円、3年間でお使いいただいております。そのような流れもありまして、今回の地域づくり交付金は、

また集落のほうにつきましては、集落のほうの関係の補助金が増額になっておりますので、そういう中で備品ですとか、そういうものに対しては、そちらのほうを活用を先にいただくというようなことでのご説明をさせていただきました。そのような形でありますので、どちらかというソフト的な面でお使いいただいて、また新しいイベントですとか、いろんな、そういう新たな取り組みに対して、それなりにあの、補助金のほうを出していくというような面が強くなります。そのような形で、私達のほうとしても、若干、やはり説明不足の面があったと思っております。ただ、各区ですとか、各、対象になる団体のほうにはご説明もいたしましたし、こんな事業というようにお話もさせていただきましたが、なかなかそのソフトな面での事業展開が求められる部分もありまして、今まで使っていたイベント関係、そういうものが結構主に出てきました。明和のほうですと、それに加えて、LEDですとか、そういうものは加えてきましたけれども、まだあの、若干、対象を、どんなもので交付申請したらいいのかというのが、なかなか定まっていなかった部分がありましたので、どうしても、明和のほうは3回、募集はいたしました、なかなか、満額使う、活用できるところまで至らなかったということでございます。反省としては、早い時期から、募集も含めて、(聴き取り不能)に進めていきたいと、そのように3振興センターのほうでは話し合っております。

○議長(齋藤邦夫君) 只見振興センター長。

○只見振興センター長(梁取洋一君) 只見地区の場合ですけれども、今年度は17団体から応募がありました。うち1団体が却下されまして、導入が16団体ということになっています。主な内容につきましては、祭り関係や節分の豆まき行事。その他、地域の伝承行事。あとはわらび山の道路の除雪なり、(聴き取り不能)公園の整備事業。納涼盆踊り大会の花火打ち上げ。うきわいフェスタのイベント等になっております。あとは町内の農産物の六次化事業ということで、ちょっとした備品関係を揃えてますが、去年と違う点は、去年は集落の財産的備品の購入が多かったんですけども、事業実施に伴う備品は整備はして良いという取り決めをしまして今年度に至っています。只見振興センターは一応、募集2回ありまして、今回の経過になっています。来年度につきましては、議会、また今年も300万円ずつお願いをしておりますけれども、議会が通りましたら、3月の段階でお知らせばんに周知をしまして、どこか一箇所に集まりまして、この交付金についての説明会を行ったうえで、全体的に説明会を行ったうえで事業の募集というか、申請書をもらうような形で、三日・四日前に3振興

センターで打ち合わせを行っています。

以上です。

○1番（酒井右一君） まだ答えをもらっていないところもあります。

○議長（齋藤邦夫君） 反省点ですか。

○1番（酒井右一君） この事業の推進方法、やり方について、具体的に…

○議長（齋藤邦夫君） 今、只見の振興センターのほうでは集めてやるということでした。

○1番（酒井右一君） そうすると、来年度に向けた反省点については…

○議長（齋藤邦夫君） 明和振興センターのほうで、方法について…

只見振興センター長。

○只見振興センター長（梁取洋一君） 今年度の反省を踏まえまして、30年度に各地区300万円ずつ予算を計上しており、議決いただきましたらば、3月中にお知らせばんのほうで周知をしまして、どこか一箇所にその申請希望者を集めまして、いろんな説明会を実施して、より良い活用方法ができるように対応したいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） これ、3地区で相談してということですね。

○只見振興センター長（梁取洋一君） はい。

○議長（齋藤邦夫君） 1番。

○1番（酒井右一君） 元々その、各集落の活性化計画、当初は黒谷のかじっか計画というものがあって、住民自治活動の拠点としてやっていこうということで、各集落ごとの集落活性化計画づくりについては力強く進めてきたんですが、今、朝日についてはいらっしゃらないで、これはあの、誰か、代わりに答えられる人はあるかもしれませんが、今、集落活性化計画のない集落はどこでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 明和振興センター長。

○明和振興センター長（横田雅則君） 集落活性化計画ということで、その前の補助金は、そういうものをつくらないと補助の対象にならなかったというような段階で、一度、集落活性化計画ができていなかったのは二軒在家でございます。ただ、同じような計画的なものは持ってはおりましたが、そういう計画というようなことでは示されないで、補助のほうもいただかないでやっていらっしゃった経過がございます。ただ、中では検討はされているというふうには聞いてはおります。

○議長（齋藤邦夫君） 只見地区センター長。

○只見振興センター長（梁取洋一君） 申し訳ありません。私のほうは、その活性化計画を作っているかどうか、今把握してないんですが、地域づくり交付金に名称が変わってからは、そういったあの、制度的に差別っていうか、区分をしないようになっているため、計画がなくても事業実施導入できるということで進めてますので把握はしておりませんでした。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、3回目。

○1番（酒井右一君） 最後、町長に聞きますが、今、一番最後、私が質問した内容については、皆さん、回答になっておらないと私は思っております。について、やはり、町長は最初から関わって、職員時代から関わっておられますので、そしてあの、地区センターにおられる人員、つまり頭数、職員の数ですが、これも、まあ、4人ということで、只見は違いますが、窓口事務というのはまあ、従たる事業で、主たる事業が事務分掌の（聴き取り不能）1から11までですので、これを推進していくために、是非その、来年度、人事体制の見直し。そして、地区センターの業務に対する町長のチェック姿勢について再考していただきたいと、そういうふうに思うわけですが、町長、いかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 公民館から地区センター制度が導入になった時期ですね、補助制度の中で、たしかに集落活性化計画を策定した集落から3ヵ年の計画で助成をしてということで、集落活性化計画を取り組まれて、いろんな補助金をいただきながら取り組んだ集落と、活性化計画を立てられないといえますか、立てずに補助金をもらわない集落と、たぶん、当分続いた中で、その矛盾を解消するということだと思えます。その長い歴史の中でといえますか、先ほど只見の振興センター長が申しましたように、そういった計画を作らなくても平等に集落に交付するという考え方に変わってきているんだと思えます。そんな形で今は、過去に作られた集落活性化計画に基づいてまだやっていらっしゃる集落もいらっしゃいますし、そういったものがなくても、一応、地域づくり交付金はただけて、そのソフト事業なりハード事業を実施できるということもなってます。それはあの、やはりその集落によって計画書を作れる能力があるとかかっていう、そういう課題が過去にはあったのではないかなというふうに思っております。それと、只見町で、当初は地区センター、それから振興センターと流れる中で、やはり、根底には過去の公民館時代の生涯学習。それがまだ生きてはいると思えます。地域づくりの中で、古来からの、そういった社会教育活動の事業そのものについては、まだ組織的にも、それから地域の中にも、行事的にもですか、随分残ってます。です

からあの、振興センター、地区センターと言われる中でも、そういったものも抱えながらでないと地域に入れないといいですか、行政の課題だけで地域づくりだけでは、なかなかあの、地域の中での受け入れもできない、できないわけではないと思うんですが、それよりもこちらのほうということになると、生涯学習のほうも支援をしていかなくちゃならないという、そういった局面があるんだと思います。それであの、一般質問の中でも出てきました、各集落の少子高齢化の中で、その地域が維持できないという、なくなっているところの財政支援として、こういったフリーでも使えるような地域づくり交付金を出して、その地域の集落なり、その全体の地域の中での事業とか、イベントとかっていうものを、伝統行事ですか、そういったものを維持できるような形で助成することによってですね、維持できるものであれば、有効に活用になるというふうに私は思っていますので、その時代背景の中で考え方は若干変わっても良いのかなというふうに私は思っております。ただあの、それぞれの時代によって、ただあの、担当職員によっても考え方は違ってまいります。それで、今度は3地区の中に統括というものを出して、地域全体を見ながらも、その地域、個々の事業も考えてもらいながら、基本的なところは統一していきたいという、例えば今回のような募集事業はじゃあ、反省点から、先ほど申したように一箇所に、3地区で相談してやるという、そういった形がとれて、中身についてはそれぞれの地区の個性があっても私は良いと思いますので、そういった形で取り組んでいくような形が私は望ましいと思っております。それとあとは、人的な配置の関係ですが、やはりあの、限られた職員の中で、できるだけそのような配置はしたいと、努力は致しますが、限界があることもご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） 今回の地域づくり交付金のお話なんですけども、ちょっとあの、右一議員はだいぶ厳しい見られ方をされていたんですが、僕はですね、今年300万になって最初の年ですから、やはり、実際、これを使う町民の皆さんも、ちょっと、どう使っていいのかわからなかったという方も、そういった地域もあるのかなと思ひまして、実際、僕なんかも地元の活性化委員会でこういった話題を出した時に、金ばかりもらってもなって言って、やっぱり腕組みして考えちゃうというか、実際やる人がいないなど、そういった中で地域づくりをやっていこうという目的の交付金ですので、特に今回、初年度300万となったとこ

ろですし、まあ、そんな中で、この結果というのは、なかなかまあ、それなりに検討されたのかなというような、僕は見方をしてまして、尚あの、また次年度、同じような事業があがってますから、まあ1年目が経ってですね、こう、いろんな活用された事例というのを踏まえて、各振興センターで、そういった共有されてですね、こういうふうに使ってんのかとか、そういった流れでこの交付金が活用されれば良いかなと思います。宿泊・飲食の助成金もですね、初年度はそんなに応募がなかったんですけども、2年目・3年目とどんどん件数が伸びてきたといったこともありますので、この交付金も来年、再来年とやっていく中で、またどんどん活用されていくんじゃないのかなと思いました。すみません。ちょっと質問でなくて感想になりましたけど。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第25号 平成29年度只見町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時、休議いたします。

10分間の休議といたします。

休憩 午後3時15分

再開 午後3時24分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、休議前に引き続きまして、会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第26号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第16、議案第26号 平成29年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） それでは、議案第26号 平成29年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

第1条としまして、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ160万1,000円を追加しまして歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,178万9,000円とする内容でございます。

5ページのほうをご覧いただきたいと思います。歳入でございますが、診療収入の入院収入でございます。今回、補正で計上させていただいております国民健康保険診療報酬の収入、社会保険診療報酬収入、後期高齢者医療診療報酬の収入、一部負担金の収入、その他の診療報酬の収入、標準負担額の収入ということで、それぞれ増減ございますが、トータルで342万8,000円の減というような内容でございます。こちらにつきましては、今までの実績の収入額から平均を割り出しまして、今後の3月までの見込みのほうを積算させていただきまして、このような数字になったものでございます。

続いて、項の2の外来収入でございますが、こちらも同様の積算根拠によりまして、トータルで385万円の増というような金額を計上させていただきました。

6ページになりますが、同じく歯科外来収入でございます。こちらにつきましても積算の基礎としましては、先ほど申し上げましたものと同様でございまして、社会保険収入については、社会保険診療報酬収入については21万ほどの増となっておりますが、全体としましては102万5,000円の減というような内容でございます。そして、その他の診療収

入につきましては、予防接種、乳幼児健診で237万1,000円の増。一般健康診断、企業健康診断の関係につきましては10万9,000円の増と19万3,000円の減ということで、トータルで228万7,000円の増ということになってございます。

続いて、訪問看護収入の訪問看護療養費の診療報酬収入につきましては14万円の減というような状況でございます。

7ページの施設の使用料につきましても今後の見込みを考慮しまして5万9,000円の減というような内容でございます。

証明手数料関係につきましては11万6,000円の増ということで計上させていただきました。

続いて、8ページからの歳出でございますが、まず一般管理費の賃金の清掃賃金でございますが、こちらは実績を見まして今後の不用残ということで25万円を減額させていただいております。食糧費につきましても同様でございます。委託料につきましても15万4,000円の減額については同様に委託料の実績等によりましての減となっております。研究研修費につきましても不用残ということで23万円を減額です。

それから、項2の医業費、医科医療用消耗器材費でございますが、こちら250万円の減ということで、平成30年度の新年度からこの医科医療用の消耗器材費と4目の医科医薬品衛生材料費。こちらが主に内容的に同様なものがあるということで項目を一本化したいということもございまして、今回、消耗品のほうから250万円を医科医療用薬品衛生材料費のほうに移しまして、今回計上させていただいております。その関係もございまして医薬材料費の医科薬品衛生材料費については500万の増ということになってございますが、実質的には250万円の増ということになってございます。その物の内容でございますが、まず医療用の消耗品関係についてはどういうものかということでございますが、一般的に使われているガーゼ関係、消毒用の外用薬。あと手袋とか、包帯とか、そういったものでございます。衛生材料費につきましては、予防接種時のワクチン代。救急外来での院内での処方する薬等が主な内容となつてございまして、そちらを今後、一本化にしたいというような考えでございます。歯科管理費につきましては印刷製本費、クリーニング代とも今後の見込みを考慮しまして実績によりまして減額ということで計上させていただきました。

9ページの予備費20万4,000円を減額しまして調整をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 単純な質問なのですが、6ページの診療収入、その他の診療収入で、款1の諸検査収入のところ、一般健診、一般健康診断あるんですが、この診断内容というのは、巡回でずっとやっている集団検診と、この内容は同じですか。同じ中身をただ診療所もやっているというふうに理解していいのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 詳細までは存じていないんですが、基本的には同様の内容だと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 11番。

○11番（山岸国夫君） いや、診療所の再建計画がこの間出されてますので、そういう点では一般健診を集団検診で受けるより診療所で受けたほうが、診療所の収入増えるかなというふうに、少しでも町の経営改善に役立てばと思って質問しました。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） そういう、今の点につきましては、診療所を使っただけであれば、それだけ診療所のほうは収入が上がるものと思っておりますが、集団検診のほうにつきましては、なかなか診療所まで出向いて来られる関係が厳しい方もいらっしゃいますので、集団健診につきましては、できるだけ多くの方々の受診いただくために保健福祉課のほうでは来年度も集落巡回しての診断ということで予定を組んでいるところでございますのでよろしくお願ひしたいと思います。尚、今ほど山岸議員申されました経営健全化計画の中でも、診療所の医師とか看護師等の、職員の患者への信頼関係を積み上げるためにということで、本日も保健福祉課のほうで実施しております予防事業のおたっしや教室のほうに診療所のほうで参加しまして、梁取地区でございますが、そちらのほうに出向いてお話をさせていただいております。あと来週と再来週につきましても只見地区と朝日地区のほうで実施させていただきまして、地域の中に溶け込めるように今後も努力してまいりたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第26号 平成29年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

#### ◎議案第27号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第17、議案第27号 平成29年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

副町長。

○副町長（橋本晃一君） それでは、簡易水道特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ255万7,000円を減額いたしまして、総額をそれぞれ2億6,058万7,000円とするものでございます。

5ページにお進みください。歳入歳出の明細でご説明申し上げます。

まず分担金、維持管理費分担金。使用料、水道使用料につきましては、さらにその下の手数料。さらには繰入金、他会計繰入金、基金繰入金等々、いずれも事業確定による整理予算でございます。一枚おめくり下さい。6ページでございます。雑入につきましては事業確定による増でございますが、内容は確定申告による消費税の還付でございます。

一枚お進みいただきまして、7ページ。ここからは歳出でございます。水道総務費。さらには維持費。いずれにつきましても事業確定による減でございます。一枚おめくり願います。

8 ページ目。3 項、施設整備費。1 目、施設整備費。さらには公債費の利子。さらには次、9 ページの予備費でございますが、いずれも事業確定による減でございます。

一枚おめくり願います。10 ページでございます。給与費明細書。非常勤職員報酬に係る減ということでございます。

簡易水道特別会計補正予算に係る説明は以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7 番、鈴木好行君。

○7 番（鈴木好行君） 5 ページ。滞納繰越金がありますけれども、これはあの、大体何件くらいでこの額になっているのでしょうか。それで、その滞納されている方は、実際は払えるような状態で払えてないのか。なかなか生活に困窮されていて払いたくても払えていないのか。その辺の状況を教えて下さい。

○議長（齋藤邦夫君） 副町長。

○副町長（橋本晃一君） 滞納繰越金の、5 ページの19万1,000円ということでございます。これは補正をさせていただいたということで、すみません、手元にですね、29年4月1日現在の滞納繰越金の数字がございまして、トータルで85万1,010円。39名分ということございまして、様々、定期的な督促通知だったり、納付相談等行っておりますところでございますが、その中身につきましては、おそらく今、議員ご指摘のとおり、まあ様々、人によって異なる部分もあろうかと思えます。おそらくあの、当然、困窮していて、払えない方もいれば、ひょっとして、そうではない方もいるかもしれません。そこまで詳細な内訳は現在持ち合わせておりませんが、そのような形で様々、滞納の解消につきましては取り組んでいるところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 7 番、鈴木好行君。

○7 番（鈴木好行君） そうすると、29年4月には85万1,000円あったのが、現在は19万1,000円まで改善しているというふうに捉えてよろしいかと思えます。引き続きあの、大変な仕事でしょうが、ご努力をお願いします。終わります。

○議長（齋藤邦夫君） 10 番、目黒仁也君。

○10 番（目黒仁也君） 1 点お尋ねします。雑入の説明ございましたけれども、これは国税、消費税。どのぐらいお納めになるのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 副町長。

○副町長（橋本晃一君） おそらく、目黒仁也議員がお知りになりたいのは、この簡易水道特別会計として支払った金額を知りたいということですよ。ちょっと今、手元に資料ないものですから、後程、回答させていただきたいと思います。すみません。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

10番議員の回答については後程でいいですか。

○10番（目黒仁也君） はい。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

それでは、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第27号 平成29年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第28号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第18、議案第28号 平成29年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

副町長。

○副町長（橋本晃一君） それでは、農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ665万7,000円を減額いたしまして、総額をそれぞれ2億9,734万3,000円とするものでございます。

5ページにお進みください。歳入歳出の明細でご説明申し上げます。

まず歳入でございますが、使用料。さらに財産売払収入、繰入金、雑入とございますが、いずれも事業確定による増減となっております。尚、最下段の雑入の原子力損害賠償金につきましては、平成25から26年度に係るコンポストの検査料と減収分となります。

一枚おめくりいただきまして6ページをご覧ください。ここからは歳出になります。総務管理費と施設管理費。さらには施設整備費。あと予備費とございますが、いずれも事業確定による増減整理でございます。

農業集落排水事業特別会計補正予算に係る説明は以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第28号 平成29年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第29号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第19、議案第29号 平成29年度只見町朝日財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

明和地区センター長。

○明和振興センター長（横田雅則君） それでは、只見町朝日財産区特別会計補正予算（第1号）ご説明をいたします。

第1条といたしまして、歳入歳出それぞれ1万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1,438万5,000円とするものでございます。

5ページ目をご覧ください。

失礼をいたしました。その前に、平成29年度只見町朝日財産区特別会計補正予算の同意についてということで、30年の2月22日、朝日財産区管理条例第8条の規定によりまして同意するというので同意書をいただいたことをご報告申し上げます。

それでは、5ページ目をご覧くださいと思います。こちらのほうは歳入でございます。こちらのほうは不動産の売買の収入。あと立木の売買収入。こちらのほう、見込みがございませんので、こちらのほうを減額させていただきます。また、繰越につきましては6,000円の増ということで、繰越につきましては見込みでみておりますので、そちらのほうの増額になっております。あとは諸収入といたしまして預金利子のほうが9,000円の減。あとその下の諸収入、雑収入につきましても1万円の減というようなことでございます。

6ページをご覧くださいと思います。こちらのほうは歳出になってございます。こちらのほうは事業の実施に伴う確定による減額になってございます。旅費につきましては、県内で中通りのほうに研修に行っておりますが、そちらのほうの3人、委員のほうが欠席しておりますので、そちらのほうの費用弁償の減額。あとは需用費といたしまして、公用車等の燃料費及び食糧費のほう、支出見込ございませんので、こちらのほうの減額。あとは使

用料、賃借料につきましてはその研修旅行の折の自動車のほうの借上を実施しておりますので、そちらのほう減額になっております。最後に予備費のほうで調整をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第29号 平成29年度只見町朝日財産区特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りをいたします。

日程第20、議案第30号 平成30年度只見町一般会計補正予算から日程第29、議案第39号 平成30年度只見町朝日財産区特別会計予算までは、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第30号から議案第39号までは、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

それでは、予算特別委員会の正副委員長は委員会条例第7条第2項の規定により、委員の

互選により決するとありますので委員会で互選をお願いいたします。

尚、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第8条第2項により、互選に関する職務は年長の委員が行うと規定されておりますので、山岸国夫委員に臨時委員長をお願いいたします。

予算特別委員会の場所は本会議場といたします。

委員会の正副委員長が決まり次第、議長に報告をお願いいたします。

ここで、予算特別委員会正副委員長選任のため、暫時、休議をいたします。

当局も暫時、退席をお願いいたします。

休憩 午後3時50分

再開 午後4時16分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、会議を再開いたします。

予算特別委員会の委員長に藤田力君、副委員長に目黒道人君が選任されたので報告をいたします。

お諮りいたします。

ただ今、予算特別委員会に付託いたしました議案第30号から議案第39号までは、会議規則第46条第1項の規定によって、3月14日までに審査を終了するよう期限をつくることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号から39号までは3月14日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

審査を終了次第、委員長の責任において審査結果の報告を作成し、議長に提出されるようお願いをいたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会したいと思います。

どうもご苦労様でした。

（午後 4 時 1 7 分）

